

【別冊③】

グ ル ー プ ホ ー ム ・ ケ ア ホ ー ム 編

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書



発行年 2010年3月
独立行政法人 国立高度知的障害者総合施設のぞみの園

は じ め に

「のぞみの園」は、平成20年度から、罪を犯した知的障害者の地域生活への定着に向けた支援に取り組んでいます。

平成21年度からは、国において「地域生活定着支援センター」事業が実施され、矯正施設を退所した知的障害者等について福祉制度につなげるための関係機関との連絡調整等を行う「地域生活定着支援センター」が既に11の県で設置されていますが、矯正施設退所者を福祉施設で受け入れた場合の地域移行に向けた効果的な支援方法などは未整理であり、支援の現場では試行錯誤で取り組まざるを得ない状況にあります。

このため、「のぞみの園」は、平成21年度の厚生労働省の「障害者保健福祉推進事業」の補助金を受けて、福祉施設等において先駆的に取り組んだ事例を収集・分析し、矯正施設から福祉施設への受け入れ、福祉施設における地域移行に向けた支援、さらに地域に移行後の定着支援までを一連の流れとして捉えた支援プログラムを開発しました。

この支援プログラム開発にあたっては、次の2点を前提としました。

第一に、この研究の目的は、「矯正施設を退所した知的障害者が福祉の支援を受けることにより地域で自立した生活を営むこと」を目指すものであり、再犯の防止を直接の目的とするものではないことです。自立した生活が実現できれば、再犯防止につながりますが、それはあくまでも副次的な効果という位置づけです。

第二に、再犯の防止を直接の目的とするものではないが、福祉施設等における支援目標の設定と個別支援計画の作成にあたっては、丁寧なアセスメントの実施により犯罪行為に至った要因をできる限り把握した上で、その要因の軽減・除去に向けて、犯罪行為を誘発しないような環境調整、さらには、本人の問題解決に対するゆがみ（「認知」のゆがみ）を修正するための教育・訓練などに関する事項を組み込む必要があるということです。ただし、衝動的な犯罪、重大な暴力犯罪、薬物中毒などの事例は、福祉の現場では限界があり、治療教育の専門家に委ねる必要があります。

これらの前提の下、支援プログラムの開発に取り組みましたが、福祉の現場で支援に携わる人たちになじみがあって、利用しやすいように、障害者ケアマネジメントの手法を活用しました。

具体的に、開発した支援プログラムの概要を時系列で説明しますと、次のようになります。

- ◇ まず、矯正施設、保護観察所、福祉事務所等からの聞き取り、本人との面接、本人の行動観察などによりアセスメントを実施しますが、その中で生育歴、犯罪に至った経緯と要因などをできる限り把握する。（アセスメント表の作成）
- ◇ 次に、アセスメント表に基づき、本人の認知のゆがみの修正、また、犯罪行為を誘発しないような環境の調整に寄与すると考えられる支援目標（例えば、本人の再犯予防の意識の向上、安心できる生活の場の確保、信頼できる人間関係づくりなど）を三つないし五つ程度設定する。（把握された犯罪に至った要因に対応する支援目標を設定するためのチェックシートの作成）



◇次に、支援目標達成のための具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画を作成する。（個別支援計画表の作成）

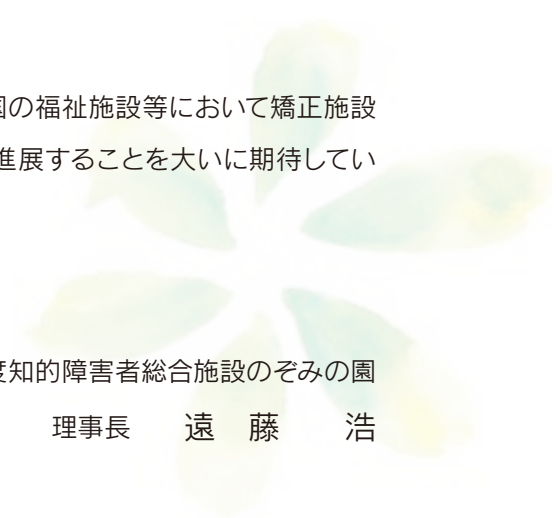
この支援プログラム開発に関する研究報告書は、福祉施設等における矯正施設退所者の受け入れマニュアルや、支援プログラムに基づくアセスメント表、チェックシート及び個別支援計画表の作成の事例集なども含めたため300ページに及んでいます。

この支援プログラムが実際に利用される施設・事業所としては、障害者福祉施設、救護施設、グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター（障害者就業・生活支援センター）、更生保護施設などが想定されますが、これらの施設・事業所では、受け入れのための準備や手続き、支援の方法、連絡調整や連携協力の相手方などが自ずと異なると考えられます。そこで、これらの施設・事業所において支援プログラムを活用しやすいように、施設・事業所の別に5種類の普及版報告書を作成し、関係方面に配布することとしました。

この普及版報告書が第一線で支援に取り組む皆様に活用され、全国の福祉施設等において矯正施設退所者の受け入れと地域移行、地域定着に向けた支援の取り組みが進展することを大いに期待しています。

平成22年3月

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長 遠 藤 浩



目 次
CONTENTS

はじめに

I 受け入れマニュアル	5
II 支援プログラム	35
III 事例集	83
IV 資料	101
V 研究検討委員会委員名簿	117
VI 参考文献	121

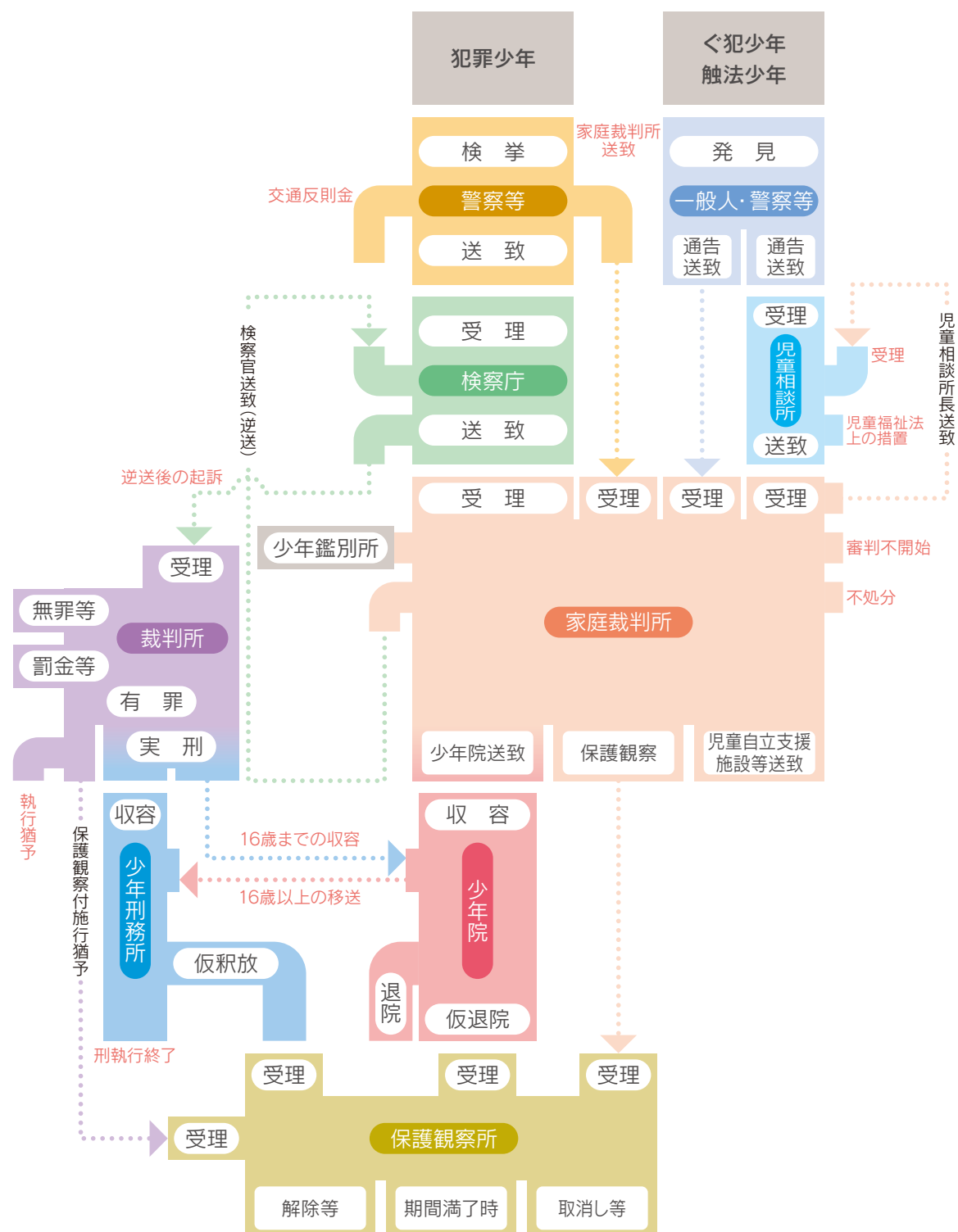


受け入れマニュアル

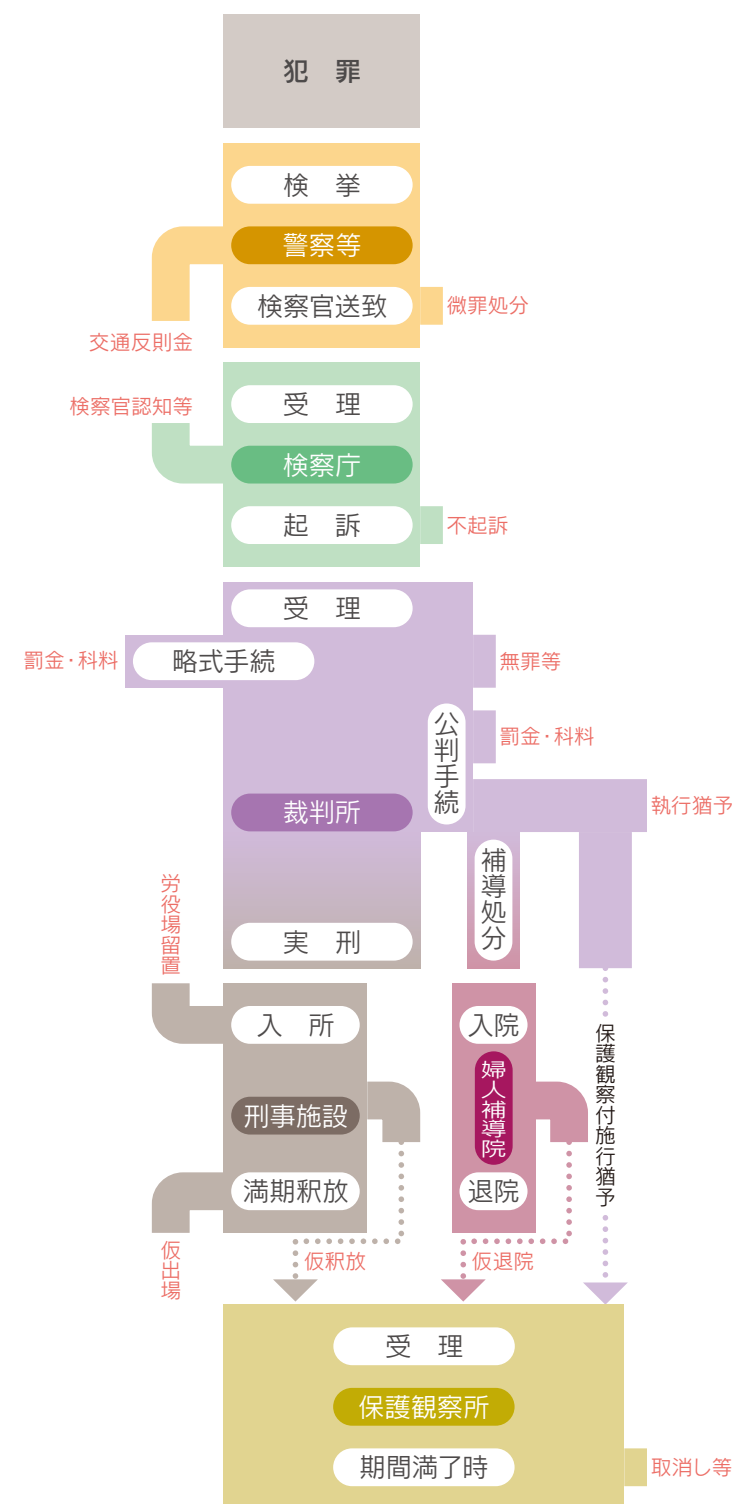
資料	
① 刑事司法の手続きの流れ	6
② 矯正施設入所者と更生保護	12
③ 地域生活定着支援センターの事業の概要	16
受け入れマニュアル	
① 地域生活定着支援センターからの紹介	20
② 面接	22
③ 受け入れの検討	24
④ 入居決定会議	26
⑤ 受け入れ準備	26
⑥ 合同支援会議	30
⑦ 入居	32
⑧ その他 入居時の本人に関わる経費	34

① 刑事司法の手続きの流れ

■ 非行少年に対する手続きの流れ



■ 刑事司法における犯罪者（成人）に対する手続きの流れ



仮釈放等

仮釈放等の種類

- 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設等に収容されている者に対する仮釈放
- 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は労役場に留置されている者に対する仮出場
- 保護処分の執行のため少年院に収容されている者に対する少年院からの仮退院
- 補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者に対する婦人補導院からの仮退院

仮釈放や少年院からの仮退院などを許すかどうかは、全国に8つある地方更生保護委員会が判断します。その許可の基準等は次のとおりとされています。

●仮釈放

地方更生保護委員会は、懲役又は禁錮の刑に処せられた者に改悛の情があるときは、有期刑についてはその期限1／3を、無期刑については10年を経過した後、決定をもって、仮釈放を許す処分をすることができます（刑法第28条、更生保護法第39条第1項）。

「改悛の情があるとき」を具体化した仮釈放許可の基準として、「仮釈放を許す処分は、（中略）悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りではない」と法務省令で規定されています。

●少年院からの仮退院

地方更生保護委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、次の場合、決定をもって、仮退院を許します。

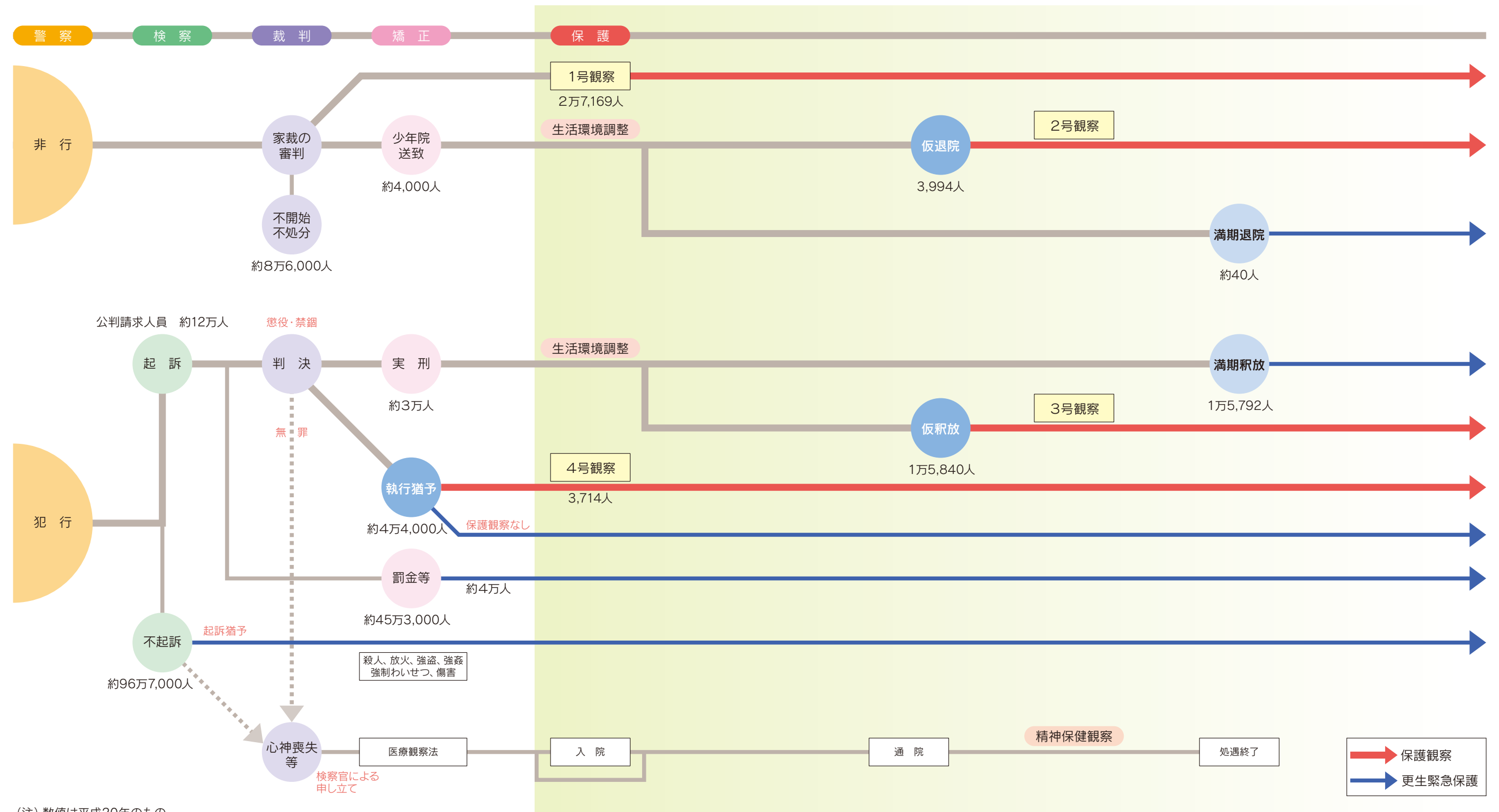
- ▶ 処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき。
- ▶ 処遇の最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護観察も付することが改善更生のために特に必要であると認めるとき。



刑事手続き・保護処分の流れ

实施体制

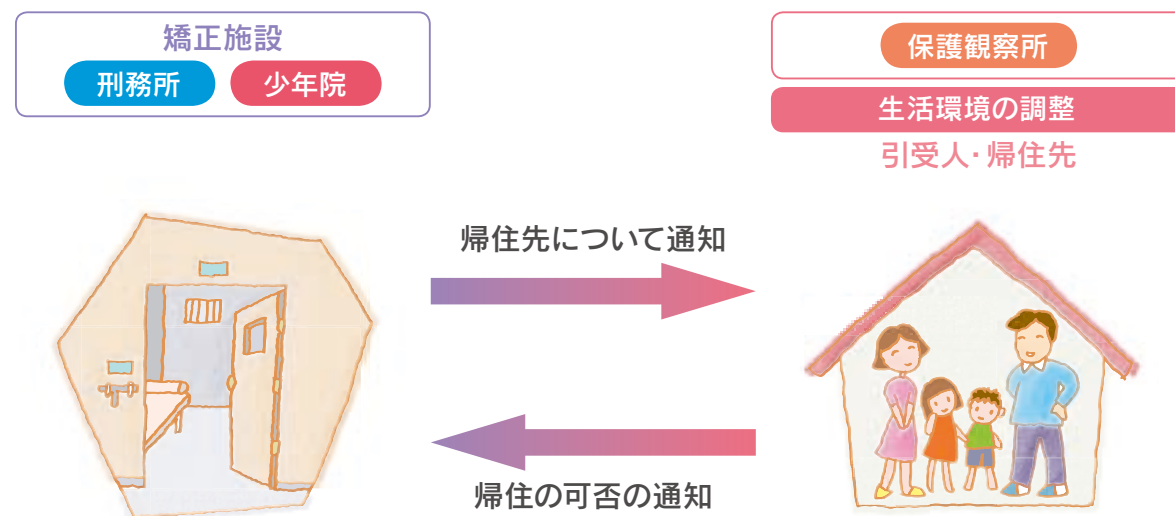
保護観察官……	定員(平成21年度)1,118人
保護司……	定員5万2,500名(実数 約4万9,000人)
更生保護施設……	103施設



(注) 数値は平成20年のもの

2 矯正施設入所者と更生保護

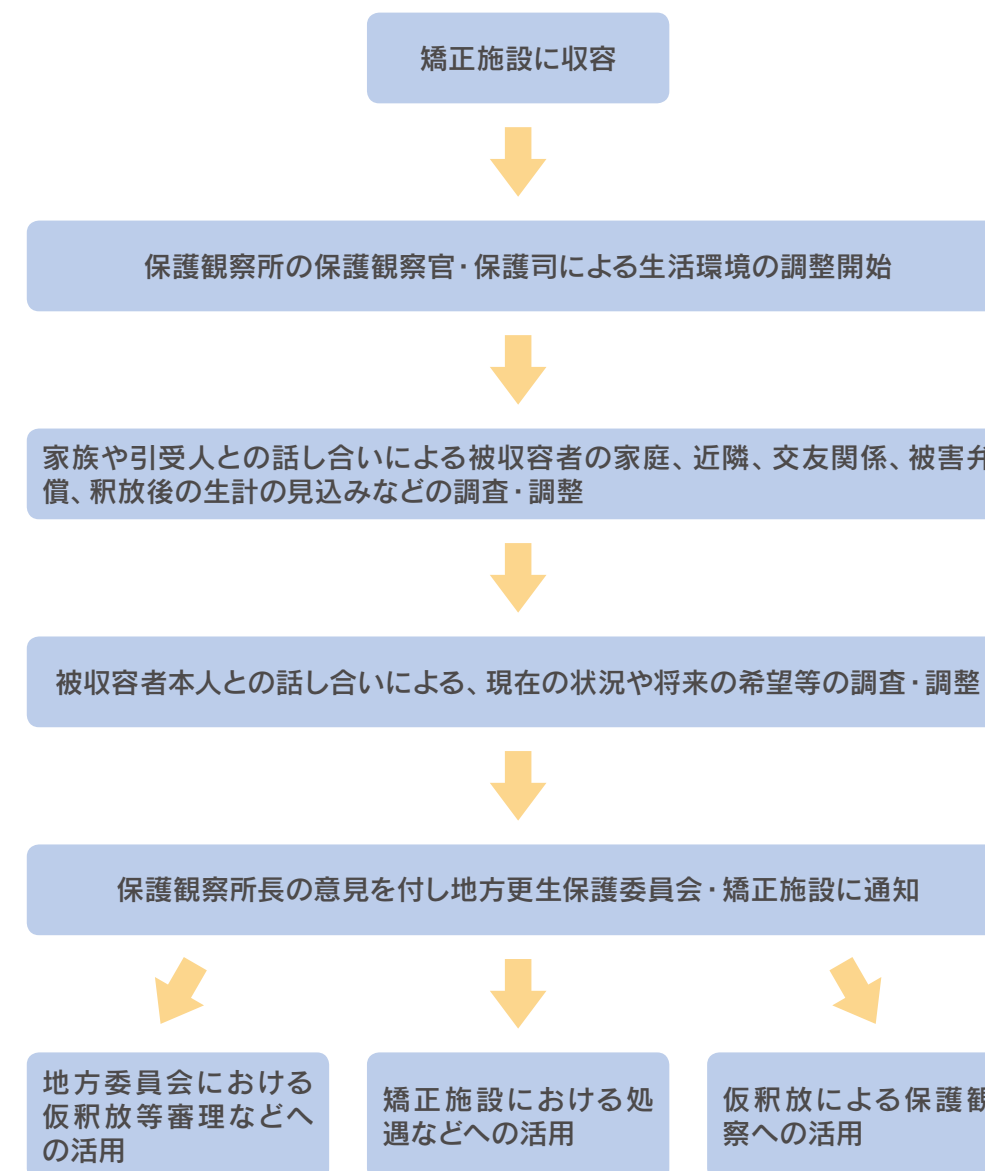
■ 矯正施設入所者の帰住先の調整（生活環境の調整）



親族等から帰住を忌避されている場合、本人が適当な帰住先を申し出ることができない場合などで退所後の帰住先がない者（帰住先の調整ができない者）であって福祉サービス等を受けることが認められるときは、地域生活定着支援センターと連携して調整を行います。

生活環境の調整

生活環境の調整は、刑務所や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調査・調整し、仮釈放等の審理等の資料等とするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



保護観察

保護観察の目的・種類

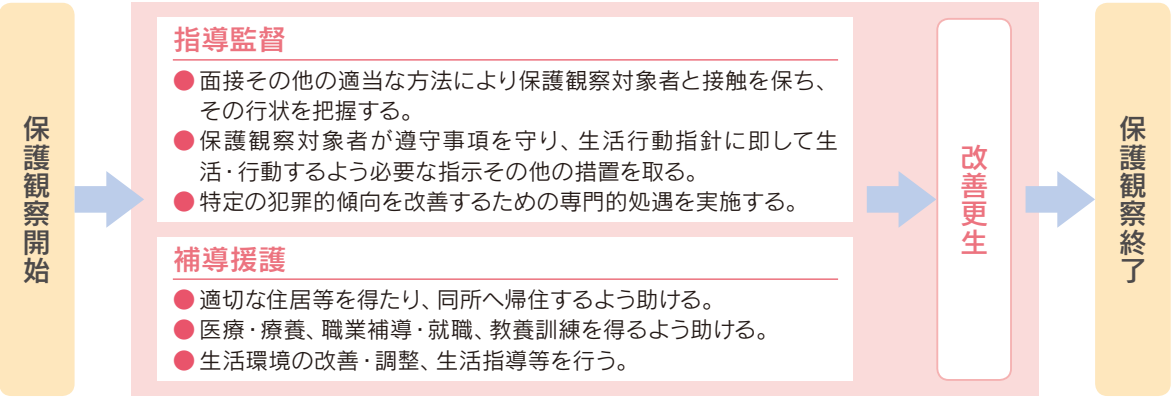
保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として改善更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人がその対象となります。

号 種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院から仮退院を許された人	補導処分の残期間

1号観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

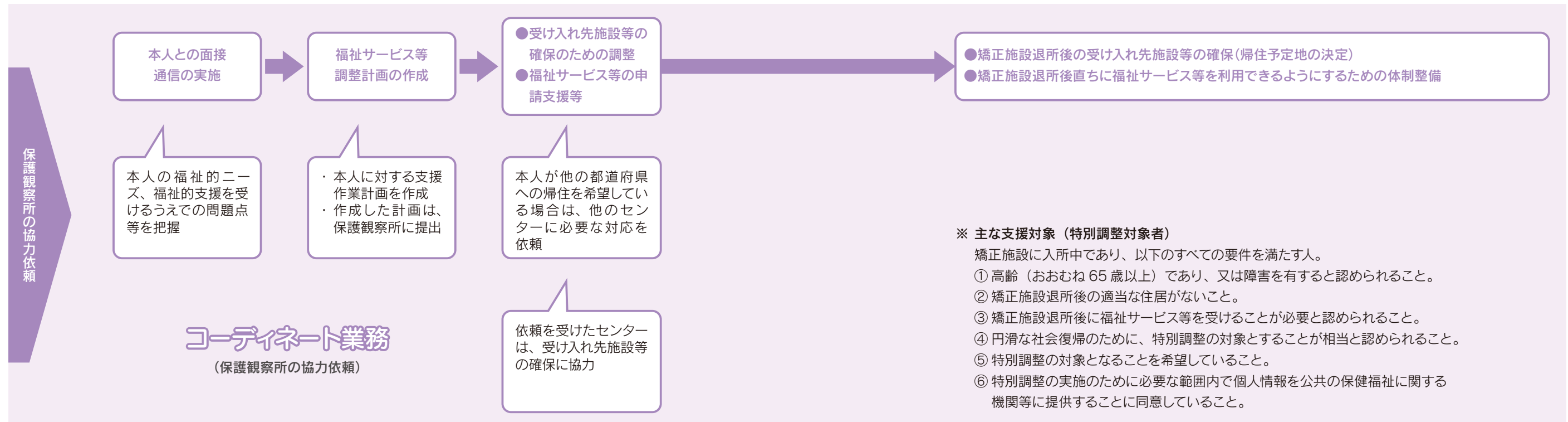
種別	対 象	期 間	措置の内容
応急の救護	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	▶ 食事又は食費の給与 ▶ 医療及び療養の援助 ▶ 帰住の援助 ▶ 金品の給貸与 ▶ 宿泊する居室及び必要な設備の提供 ▶ 就職の援助や健全な社会生活を営む（適応する）ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人	原則として6か月	
	①刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた人	例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	
	②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、又は、それらのみでは改善更生できないと認められた人		
	③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人		

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

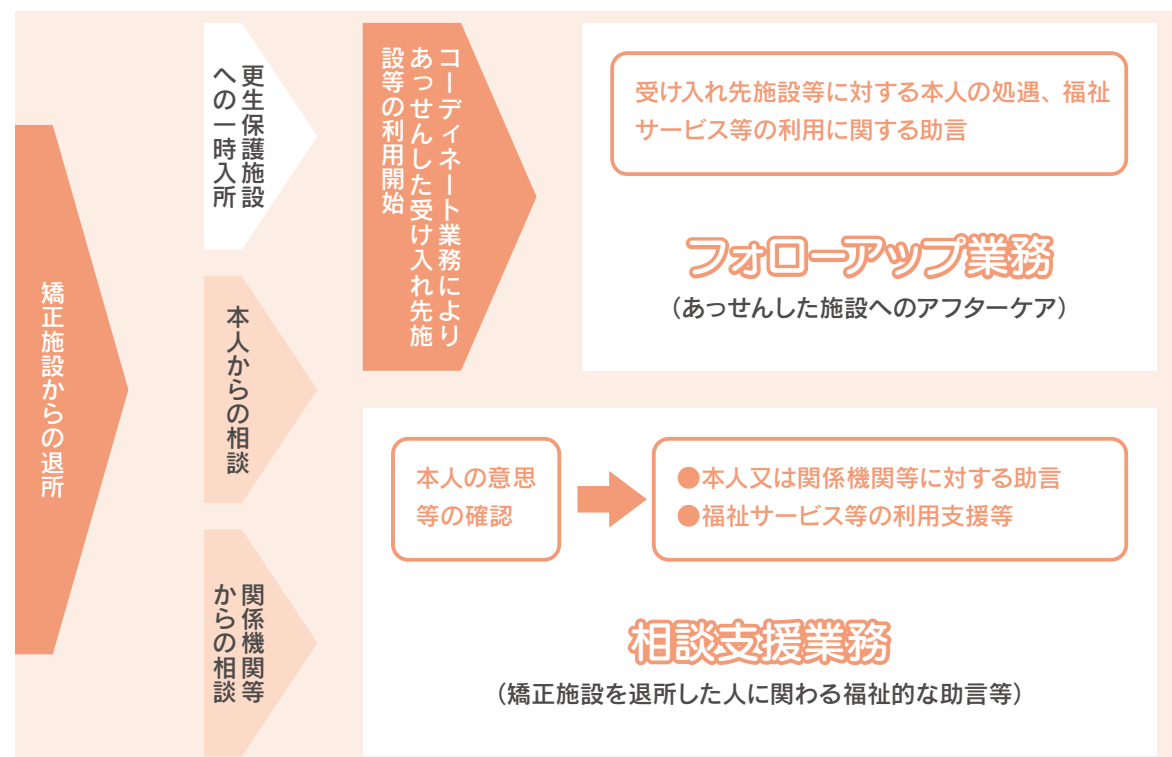


③ 地域生活定着支援センターの事業の概要

■ 矯正施設に入所中の人に対する支援



■ 矯正施設を退所した人に関わる支援



関係機関等との連携

ケース会議、合同支援会議等の開催

個々の利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて、関係機関等の参加を求め、ケース会議、合同支援会議を開催する。

メンバー

- 矯正施設・保護観察所
- 援護の実施者(区市町村)
- 地域生活定着支援センター
- 受け入れ施設

矯正施設入所中に福祉サービスの受給手続きを行います。

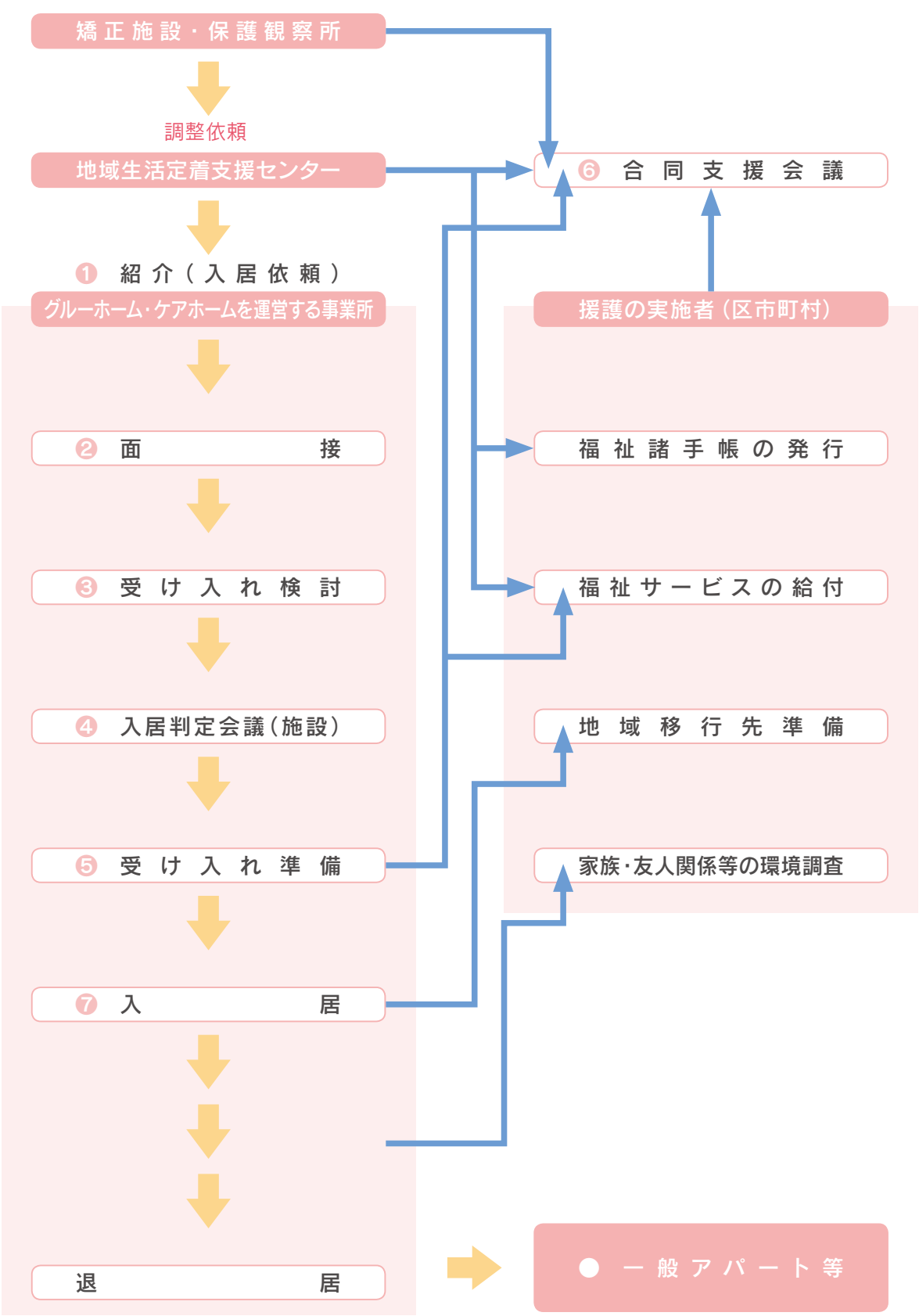
連絡協議会への参加

業務を行うために必要な情報を交換し、関係機関等との連携の強化を図るため、保護観察所が開催する連絡協議会に参加する。

その他日常的な連携

上記のほか、業務の円滑かつ効果的な遂行のため、平素から、関係機関等との連絡を密に保ち、社会資源の開拓等に努める。

■ 矯正施設を退所した知的障害者のグループホーム・ケアホームでの受け入れフロー図



I

受け入れマニュアル

① 地域生活定着支援センターからの紹介

本人の地域生活での自立を目的とした個別支援計画の作成には、刑務所等の矯正施設や更生保護官署・地域生活定着支援センターからの情報により積極的な共有が必要です。

受け入れの要請があった場合には、できる限り情報の提供を求めて下さい。

特に、本人が犯罪に至った要因、本人の生育歴、矯正施設内での再犯防止のために取り組んだ状況などの情報が必要です。

受け入れ候補者について必要な個人情報

① 氏名、男女別、生年月日、年齢

② 本籍地、矯正施設前の住所地（住民登録地）、帰住予定地

③ 現入所施設（刑務所・少年院）

④ 本件犯罪（非行）内容
本件犯罪に至った要因

⑤ 期間満了日、仮釈放可能な場合の年月日

⑥ 家庭環境
両親／家族、詳細な親子関係／経済状況
身元引受人
親族又は本人が拒否している理由

⑦ 生育歴
幼児時期から主な経歴
福祉関係の教育・医療・福祉サービスの受給経歴
養護学校、精神病院、福祉施設の利用経験
障害者手帳（身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳）
年金等（生活保護、障害基礎年金等）

⑧ 心身状態
IQ、検査方法、検査日
病歴
服薬状況
カウンセリングの必要性
身辺自立度（ADL状況・服薬管理能力等）

⑨ 福祉サービスを利用することについての本人の同意の有無

⑩ 施設利用を必要とする理由

⑪ 本人の心のよりどころとなっている者の存在
家族以外で良くも悪くもキーパーソンになる人

⑫ 社会人としての更生意欲

⑬ 就労意欲／就労特性（受刑中の様子から）

⑭ 所持金（作業報奨金も含む）

⑮ 所持物品（衣類、洗面用具等）

ここがポイント

① アセスメント表の作成

必要な情報はまとめて整理しておくことが、後の受け入れ決定の際、重要な資料となります。

② 本人面会の機会の確保

○本人との面会により、人柄を確認することができるため、極めて有効な情報収集の機会となります。
○該当する保護観察所に依頼すれば比較的簡単に実現します。

③ 罪名に惑わされない！！

罪名だけ聞くと「とても我々には？」と思いがちですが、犯罪への要因と考えられる状況を調べると、本人だけの問題ではなく、環境さえ整えれば改善されることが多いようです。まずはきちんとアセスメントしてみましょう。受け入れ可否の決定はその後で十分です。

I

受け入れマニュアル

② 面接

本人の障害程度や人物像については、紙面上の情報だけでなく、本人と直接会って、確認する必要があります。面接により、紙面上で足りなかった情報を得ることができます。さらに、福祉サービスの説明や本人が利用することについての意思の確認も可能となります。

できれば、段階に応じて複数回実施すると、より効果的です。

第1段階 本人の確認、情報収集、福祉サービスの説明

第2段階 本人の将来についての希望、施設側が考えている本人への福祉サービス計画の説明、本人の福祉サービスを利用することへの意思確認

「準備」

日程調整の依頼（地域生活定着支援センターor保護観察所）

面会の日程調整と面会時の立ち会いの依頼

※どんな質問をすれば良いかはⅣ.資料-3を参照下さい。

「面会」

① 本人や刑務官・CSW（社会福祉士）からの聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測る意味からも重要です。

- 本人からの聞き取り事項
 - ▶ 矯正施設内での暮らしぶり
 - ▶ 本人の周辺状況について
 - ▶ 出身地・生育歴・家族関係・職歴等
 - ▶ 本人の希望
- 刑務官・CSWからの聞き取り事項
 - ▶ 矯正施設内での状況（作業態度・生活態度等）
 - ▶ 退所後の考えについて

② 福祉サービスの紹介
年金制度・福祉制度の説明

③ 福祉施設利用の紹介

- 施設の紹介と施設でのサービス内容の説明
- 福祉施設利用の意思確認

「刑務所担当者からの情報提供」

社会福祉士・精神保健福祉士から受け入れ施設の実態に即して、入居利用可能かの客観的な判断や、入居利用にあたって、専門的視点から助言や情報提供を受ける。

ここがポイント

① 面接の多くは個室で行われます。

- 保護観察官（1回目は同行）・刑務官が同席することが多いようです。
- 質問者と記録者により複数で行うことが望ましいです。
- 男性刑務所では女性職員はスカートの着用は避けましょう。
- 携帯電話については、面会・面接室に持ち込めません。

② 聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測ることができることから有効です。

③ グループホーム・ケアホームの紹介

- 障害が故に、言葉や文章等ではなかなかイメージできない場合が多いようです。
- 写真やパンフレット等は、本人に渡すことはできませんが、その場で説明するうえで視覚から入るために有効です。
- DVD等は、パソコン等を持参することで面接中に見てもらうことは可能となることが多くなっています。（要事前確認）

④ ケアホーム・グループホーム及び福祉サービス利用の意思確認

- 福祉サービスは契約事項であり、最終的な利用に関する確認を取っておくことが必要不可欠です。
- 本人が将来、どんな夢を持っているか、何をしたいのかということを確認しておく、個別支援計画を立てるうえで有効です。
- 罪を犯したことを反省しているか、二度とやらないという意思を確認しておくことが大切です。（悔悟の念を抱きづらい障害もあります）
- 本人が障害者としての福祉サービスを受けること自体を拒否する場合があります。契約制度の限界であり、やむを得ないことでありますが、矯正施設職員に再度福祉サービスの有効性についての説明を依頼することが大切です。

⑤ 矯正施設内での暮らしぶりの確認

- 面会時を利用して、矯正施設から直接本人の生活に関する情報を得る機会になります。
- 生活状況・身体状況・服薬状況等
- 懲罰回数・内容
- 犯罪歴の確認

③ 受け入れの検討

(1) 罪名よりは、なぜ罪を犯すに至ったかの要因についての検討

窃盗・暴行等の軽犯罪から、傷害・殺人・放火等の重大犯罪、性犯罪、薬物関係犯罪などの罪名だけで判断することが起こりがちです。なぜ、罪を犯すに至ったか、その犯罪が習慣性又は一過性なものなのか等を十分に調査し、その要因を生活環境の改善により軽減することで再犯に至らず、地域生活支援につなげることができるのかを判断することが必要です。

環境改善により再犯防止できるケースもあれば、医療的なプログラムが必要なケースもあります。そのあたりの見極めも必要です。

(2) 受け入れの基準

受け入れにあたっては、経験・施設の方針などから一定の基準を定め、それぞれの施設で判断することが必要と思われます。

(etc) 入居の必然性、性別・合併症、出身地（地域移行先の確保）

(3) 援護の実施者の確定

援護の実施者の確定は、地域生活定着支援センターが本人の出身地・住所地・生育歴を踏まえて関係区市町村との調整にあたります。

福祉サービス受給のためには、援護の実施者となる区市町村との綿密な連携が必要であり、不可欠な要素です。

(4) 仮釈放に関する情報の確認

仮釈放で受け入れることができれば、保護観察期間において、保護司や保護観察官による支援が期待できるほか、所在地について一定の拘束がありますので、仮釈放されるか否かについて確認が必要です。

この場合、受け入れ施設の施設長等が当面の引受人（形式的なもの）になります。

(5) グループホーム・ケアホームの所在地

出身地や住所地、逮捕場所等がグループホーム・ケアホームに近い場合、友人関係や家族関係を考慮する必要があります。暴走族や暴力団関係等からの誘いを防ぐ環境が必要であり、人によっては周辺の刺激も考慮します。

ここがポイント

① 本人の生活環境のアセスメントを徹底しよう。

受け入れにあたっての不安が残らないよう、不明な点は徹底して調査することが必要です。

② 受け入れ基準は、当初は各グループホーム・ケアホームの経験によって決めていくことも必要です。最初は、実績・成果を上げながら徐々に困難な対象者の地域移行に臨んでいくことも必要です。

- 入居の必然性（緊急的受け入れ）
 - ・帰住先がなくとりあえずの生活の場の確保
 - ・所持金が乏しく、年金などの確保が必要
- 受け入れ環境
 - ・性別・合併症
 - ・身体障害（バリアフリー等設備関係）
- 出身地（地域移行先の確保）
- 軽微な罪名の者からの受け入れ
 - 周囲の理解を得るため

特定の施設だけが受け入れするのではなく、圏域全体の施設間の協力の下で実施していくことが大切であり、1施設あたり数人の範囲で行うことで、敢えて受け入れることや受け入れていることを公表する必要はありません。

③ 矯正施設に入所中に、福祉サービスの受給手続きを終えることが基本であり、援護の実施者である区市町村の役割は不可欠です。

④ 仮釈放等の決定は、各地方更生保護委員会で行われることから、受け入れの意思表示を受け入れ予定の概ね3か月前までに提示する必要があります。そして、対象者が生じた場合は、保護観察所と協議して早めに結論を出す必要があります。受け入れ先の施設長が引受人になることで何らかの責任を問われることはありません。また、福祉制度上の施設利用等に関する契約手続き上の保護者等とは異なります。

⑤ 施設利用後における、再犯の恐れとなるような好ましくない友人関係との連絡については、本人と話し合い、自粛を求めることが必要です。

受け入れマニュアル

4 入居決定会議 5 受け入れ準備

4 入所決定会議

本人の情報を勘案し、グループホーム・ケアホーム入居が妥当なのかを検討し、各事業所内での利用受け入れの決定を行う。

5 受け入れ準備

(1) 福祉サービスの受給

アセスメントに基づき確認された福祉ニーズにより、地域生活定着支援センターを通して援護の実施者の区市町村に対して、矯正施設入所中に各福祉サービスの受給のための手続きを行うよう依頼しましょう。

① 療育手帳申請又は再発行

② 障害程度区分申請

③ 受給者証・予定サービスの確認

④ 障害基礎年金の申請

生活状況の記入や精神科医の医師意見書が必須なので入居後に行うことが望ましいです。申請から決定までに2か月ほどかかります。

⑤ 生活保護の申請

- 申請は矯正施設退所後に行うため、準備をしておき、退所の当日に申請します。手続き後、支給まで最低1か月はかかります。
- 家族の世帯分離が条件となります。

(2) 本人情報の確認

把握できていないことがあれば、合同支援会議時に確認できるよう、あらかじめ関係機関に依頼しましょう。

[生育歴(学歴・職歴含む)、健康状況、服薬状況、所持金の確認、家族・親族との関わり、など。]

(3) 「受け入れに関して」

① 生活場所の設定

グループホーム・ケアホーム内での具体的な生活場所を決める。
矯正施設で規律の厳しい生活を送っていることから、ある程度制約を求められる生活も、比較的違和感なく受け入れることができます。

② 職員の研修

生活場所や日中活動に関わる職員に対する研修を行う。
▶ 罪名から推測される人物像と実像のギャップなどを事前に学ぶ。

※実際に先駆的に取り組んでいる福祉施設・グループホーム・ケアホーム・更生保護施設・刑務所・少年院の見学に行ったり、講演会を開催して実態を周知する必要があります。(補助制度有り)

③ 日中活動等について仮の個別支援計画策定

- 入居時から地域移行までのおおよその計画を作成します。
- 早急な就労につなげるため、施設の就労移行支援事業や障害者就労・生活支援センターとの連携を、直ちに開始することが重要です。
- 障害者自立支援法上、本人との契約が必要となります。

④ 入居当日の日程の作成。(詳細は⑦入居「当日」の欄を参照)
送迎についての確認、緊急更生保護の活用、住民登録。

⑤ 入居時の確認事項

利用契約、荷物の搬入等。

⑥ 入居後の当面の予定

健康診断、預金口座作成、日中活動への導入。

⑦ 入居後の生活費について

生活保護が認定されると、日常生活費(施設入所の場合23,000円前後)が、矯正施設退所日に遡及して支払われます。それまでの間は、ほとんどの利用者は所持金がないことを想定しておく必要があります。

こ こ が ポ イ ン ト

- ① 療育手帳は、直接的に福祉サービス受給には必須ではありませんが、区市町村によっては福祉サービスの受給の要件としている場合があります、他の手続きと併行して行う必要があります。
- ② 障害程度区分の判定は援護の実施者が確定したら、施設入居時までに調査・給付等を行えるよう依頼します。
- ③ 受給者証発給が、福祉サービス受給の根拠となります。
- ④ 障害基礎年金は受給までに時間がかかり、かつ軽度の知的障害者の場合には非該当の可能性もあります。
このため、グループホーム・ケアホーム入居にあたっては、生活保護を申請し、施設利用料・食費・光熱費・医療費を給付で対応し、早期の就労を図り、賃金だけで生活できるよう取り組み、生活保護を返上することを目標とします。
生活保護受給をいたずらに長期化することは、本人に働かなくとも収入が得られると言うことと誤認され、就労意欲の減退につながります。
- ⑤ 他の入居者の地域移行同様、徐々に自由に慣らしながら、本人のニーズを確認することが必要です。
- ⑥ 居室はできるだけ個室を用意し、自己管理ができる環境と、落ち着いて安心できる場を設けることが大切です。
- ⑦ 全職員（世話人）がこの事業の必要性を理解していることが重要です。
矯正施設の利用者の実態を学ぶ上で、映像で視覚に訴えていくことが有効です。
（映像DVDについては、のぞみの園にお問い合わせください。）
- ⑧ 契約自体は責任能力があると判断されますので、本人との契約となります。
ただし、名目的でも家族の中から保護者となりうる者を区市町村を通して依頼する努力は欠かせません。



⑥ 合同支援会議（地域生活定着支援センター主催）

入居を決定した場合には、早急に地域生活定着支援センターに、合同支援会議の開催を依頼し、関係者が情報を共有し、本人の地域移行を目指して、協力する必要があります。

＊（「Ⅳ．資料－４．合同支援会議報告書様式」参照）

「準備」

- 日程調整依頼：日時・場所等
- 参加者確認：保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター、援護の実施者（区市町村）、受け入れ予定福祉施設
- 本人情報の依頼（過去のデータからの不足分）

「会議内容」

協議事項

- ① 本人の状況について（矯正施設）の確認
 - 矯正施設内での本人の生活状況について
 - 日中活動・健康状態・内服薬状況等
- ② 個人情報等についての確認
 - 生育歴、家族状況、犯罪歴、犯罪状況等※特に区市町村からの情報が有効です。
- ③ 保護観察期間について（保護観察所）＊仮釈放の場合
 - 保護観察期間の有無
 - 保護観察所担当者の確認
 - 保護司設置の有無等
 - 遵守事項について
特別遵守事項の有無等
 - 本人への面接予定・実施方法等
- ④ 福祉サービス等の受給について（援護の実施者）
 - 療育手帳について
事前に依頼した申請状況と区分等
 - 障害程度区分認定について
調査・決定の日程・予想区分等
 - 障害サービス支給内容について
生活介護・就労移行支援・施設入所支援等
 - 所得保障について
生活保護の受給に向けた区市町村との調整
 - 本人所持金等の確認

- ⑤ 利用契約上の保護者等の確定について
 - 家族の中に保護者となる者が特定できるか、できない場合については行政が代わりに行うのかを確認します。
- ⑥ 健康保険加入状況・支払い状況等
- ⑦ 住民異動届手続きについて
 - 現住所地の確認
 - 退所時に合わせて転出届の依頼
- ⑧ 今後の個別支援計画について（受け入れ予定福祉施設）
- ⑨ グループホーム・ケアホームでの支援計画について
 - 日中活動等について
 - 就労に向けての取り組み
- ⑩ 矯正施設の退所時の対応について
 - 矯正施設退所日時の確認（保護観察所）
 - 福祉施設入所時立ち会い（行政・保護観察所）
 - 利用契約等について（援護の実施者）

「準備」

- ① グループホーム・ケアホーム入居日（矯正施設の退所日）の日程等の確認を地域生活定着支援センターに依頼。
退所日時、引き取り場所、立会人等の有無、送迎者、方法、スケジュール（経路等）
- ② 入居時準備品の確認
 - 内服薬
本人に服薬がある場合には、事前に保護観察所を通じて服薬内容の照会を行う。
※医療情報等が必要な場合は、保護観察所を通じて矯正施設に依頼する。
 - 矯正施設等から個人資料等の書類
 - 住民票（転出届）—当該区市町村へ依頼
 - 福祉諸手帳
 - 印鑑（諸手続きに使用）

「当日」

- ① 更生緊急保護の活用
 - 本人が保護観察所へ行き、書類を提出
 - 事前にグループホーム・ケアホーム入居を前提に保護観察所に連絡を入れてもらう（増額）
- ② 住民登録
 - 転出届を持って本人同行で行う。
 - 通常は施設の住所地になる。＊住民票を取得して、預金口座開設に使用する。
- ③ 利用（入居）契約
 - 契約者（保護者）
 - 行政の立ち会い（契約確認）
 - 所持金等の受け渡しの確認（行政）
- ④ 入居時面接
施設長又は、代表者との面接を行い、施設生活での約束事を明確にする。

「入居後」

- ① 健康診断
当日か入居後、早急に行うことが望ましい。保健所等で行うことも可能。（基本的に有料）
- ② 預金口座作成
 - 生活保護費等の振り込みに必要。
 - 本人の意思の確認ができることと自分の名前をサインできることが必要。
 - キャッシュカードを作っておくと後で便利。（近くに金融機関がない場合等）

ここがポイント

① 入居時面接では、管理者から最初を守るべきことを確認することが必要です。

- 約束事は2つ程度でよく覚えられることを選びます。
（例） 1.無断で施設外に出て行かないこと。
2.矯正施設に入った原因のことは二度としないこと。
（人の物を盗まない、女性が嫌がることはしない等）
- 仮釈放の場合は、保護観察期間として、保護司・保護観察官からの指導も伝え、守らなければ、仮釈放の取り消しを検討しなければならない状況であることについて、保護観察所に伝えることを明言します。

② 本人の担当職員を決め、世話人と別に何でも聞いてくれる受容を行います。

まずは安心した生活の場の確保から始まりますので、自分の存在が認められていること、味方になってくれる職員が居ることから始めて下さい。（キーパーソンの存在）
要求の窓口を一本化することが、本人の混乱を防ぐことにつながります。

③ 国民健康保険の減免措置の申し入れを行います。

矯正施設入所期間中における、未納保険料（延滞金を含む）については、区市町村に対して減免措置を取るよう申し入れを行います。

④ 借金があることが入居後に判明する場合があります、弁護士等との対応策が必要となります。

⑤ 矯正施設に入る前の友人関係には連絡を取ることを控えさせます。

8 その他 入居時の本人に関わる経費

グループホーム・ケアホーム入居後、障害基礎年金又は、生活保護の受給前は下記の経費が自己負担として考えられます。預貯金も無く生活困窮であるだけに施設として方針決定が必要です。
原則的には、年金等の給付が始まるまで事業所の立て替え又は援助が必要となります。
「地域生活移行個別支援特別加算（P102参照）」の活用などの検討が必要です。

(1) 矯正施設退所日

- ① 交通費（本人）公共交通機関
- ② 転入届・住民票取得
- ③ 保険料（延滞料）
- ④ 印鑑

(2) グループホーム・ケアホーム入居後

- ① 健康診断料
- ② 診断書作成料（自立支援医療申請用）
- ③ 年金申請に関わる証明書（住民票・所得証明）等の発行手数料
- ④ 心身障害者総合補償制度保険金（AIU）
- ⑤ 預り金管理サービス料
- ⑥ 生活用品購入費
- ⑦ 小遣い
- ⑧ 職場実習（トライアル雇用）通勤に関わる交通費
- ⑨ 食費・光熱費

支援プログラム

支援プログラム

① 支援プログラムの目的	36
② 支援プログラム開発の必要性	36
③ 対象障害	36
④ 用語の定義	36
⑤ 対象者	37
⑥ 支援プログラムの基本的な考え方	39
⑦ 具体的手法	40
⑧ 支援プログラム作成方法	41

資料

資料 ① 支援の領域	51
資料 ② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル	53
資料 ③ 「プランニング表」用 具体的支援方法モデル	57
資料 ④ 支援プログラム様式	78

- ① 支援プログラムの目的
- ② 支援プログラム開発の必要性
- ③ 対象障害
- ④ 用語の定義

① 支援プログラムの目的

福祉サービスを提供することで、矯正施設（刑務所・少年院等以下「矯正施設」という）を退所した知的障害者等の地域での自立した生活を目指すものであり、福祉関係施設等及び地域での支援プログラムとして障害者ケアマネジメントの手法を活用した個別支援計画モデルを開発することを目的としています。

故に他の矯正プログラム（薬物・性犯罪・粗暴犯への処遇プログラム）のように直接的に再犯防止の対策を目的としていません。

② 支援プログラム開発の必要性

地域生活定着支援センターが全国に設置され、矯正施設から福祉関係施設等へのコーディネートする機能は整備されるものの、実際に福祉サービスを提供する役割を担う施設（福祉関係施設・更生保護施設等）での受け入れが進まないのが現状です。

要因としては、施設で受け入れることによる様々なリスク・不安によるものが挙げられますが、特に「どのように支援すれば良いかわからない」など、施設での受け入れ、地域移行のためのマニュアル・手引きの整理がなされていないこと、そして、個々の対象者への支援プログラムが開発されていないことが挙げられました。

③ 対象障害

- ① 知的障害者
 - ② 精神障害者
- （知的障害を伴う者又は常時医療的ケアを必要としていない状態であること）
＊発達障害者については、知的障害を伴う場合を対象とします。

④ 用語の定義

- ① 支援プログラム
矯正施設を退所した知的障害者等を受け入れた施設（障害福祉施設、救護施設、更生保護施設）や地域（グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター）における地域生活支援のための個別支援計画書です。
- ② 受け入れマニュアル
福祉関係施設等で受け入れるにあたっての事務手続きや、支援のポイントをまとめた運営マニュアルを、これまでの事例に基づき作成しました。

⑤ 対象者

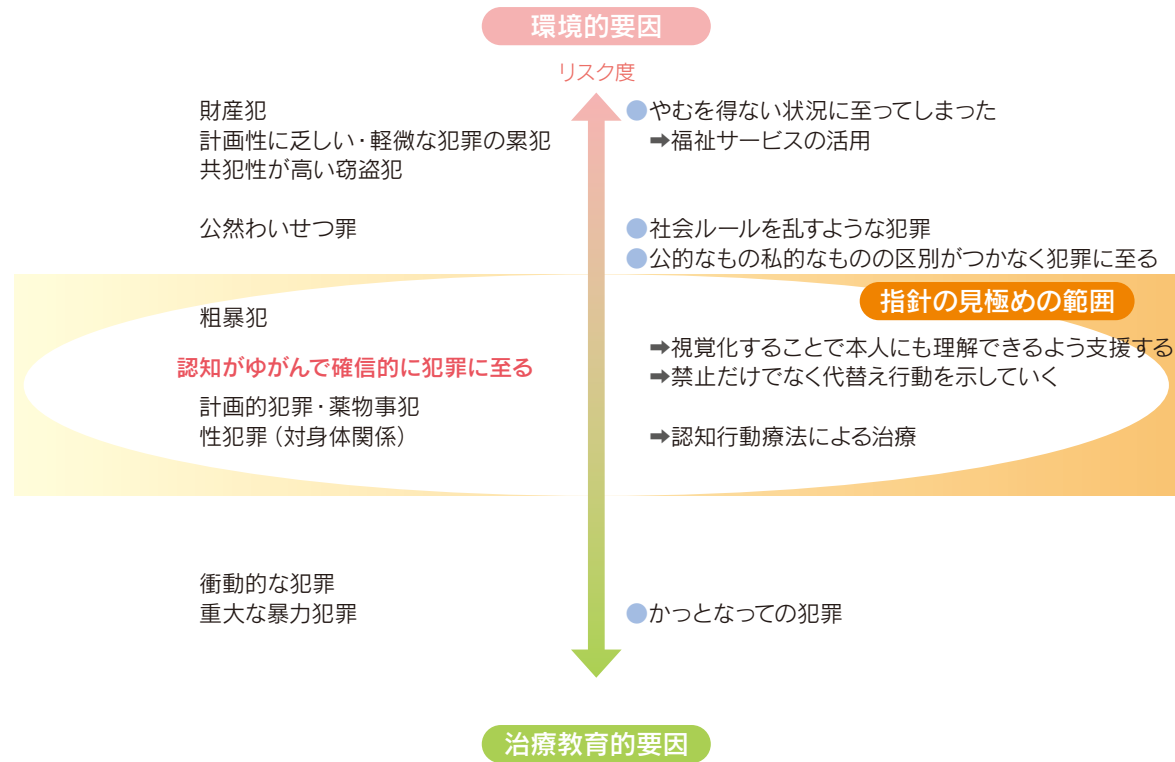
知的障害者の犯罪の特徴として考えられることとしては、次のような点が挙げられます。

- 社会・経済的視点＝環境的要因
 - ▶ 十分な教育が受けられないことや、家庭の養育力不足、貧困、福祉の支援を受けていないことにより、やむを得ない状況で犯罪に至っている。
 - ▶ 計画性が少なく、周囲から影響を受けやすいことから、その場の状況で行動に至っている。
 - ▶ 私的な部分と公的な部分の区別がつかない。（窃盗など）
 - ▶ 属性が強く、主犯格から指示されての共犯となる。
 - ▶ 窃盗（車上荒らし・万引き・置き引き）、詐欺（無銭飲食等）、器物破損等の微罪の累犯が多い。
- 認知のゆがみの視点（問題解決方法が社会的ルールに反している）
 - ▶ 自分の行為の重大性を理解できない。
 - ▶ 私的な部分と公的な部分の区別がつかない。（公然猥褻罪など）
 - ▶ 認知のゆがみによる確信的犯罪。（性犯罪・粗暴行為）
- 治療教育のケアが必要な視点＝治療教育的要因
 - ▶ 衝動的な暴力による重大な行為。
 - ▶ 薬物・性犯罪。

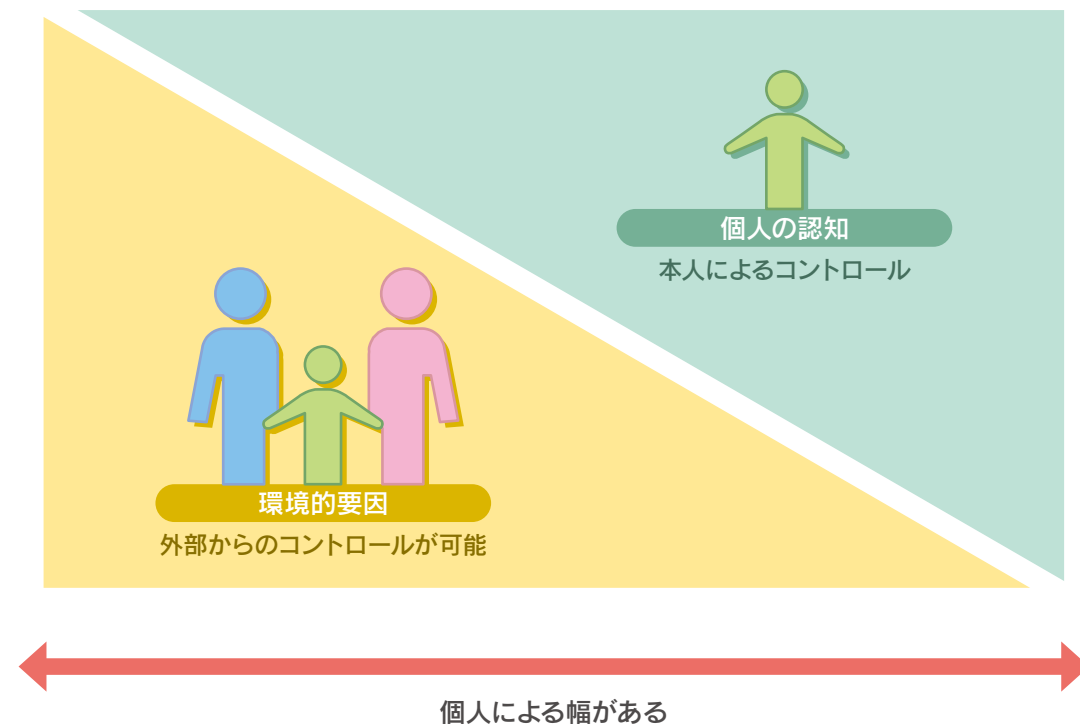
今回の研究の対象者は、福祉サービスの提供により、環境的要因を軽減・除去・誘発しないよう調整及び改善することで、地域生活の自立を目指す支援プログラムの検討を行うこととしました。

また、環境要因の改善だけではなく、多くの場合に「認知」のゆがみということも多く関わっており、認知に対する専門的な支援も必要です。ここでは福祉関係職員が取り組むことが可能な範囲で認知への働きかけを行うものであり、具体的には言葉だけではなく、**視覚化すること**で本人が理解を得やすいよう支援するものです。

ただし、専門的医療ケア等が必要と思われる治療教育的要因の分野については、対象とするのは難しいのが現実です。治療教育的な分野については、認知行動療法による治療や精神科・心理科治療等が必要です。



■「環境的要因への働きかけ」と「個人の認知への治療教育」

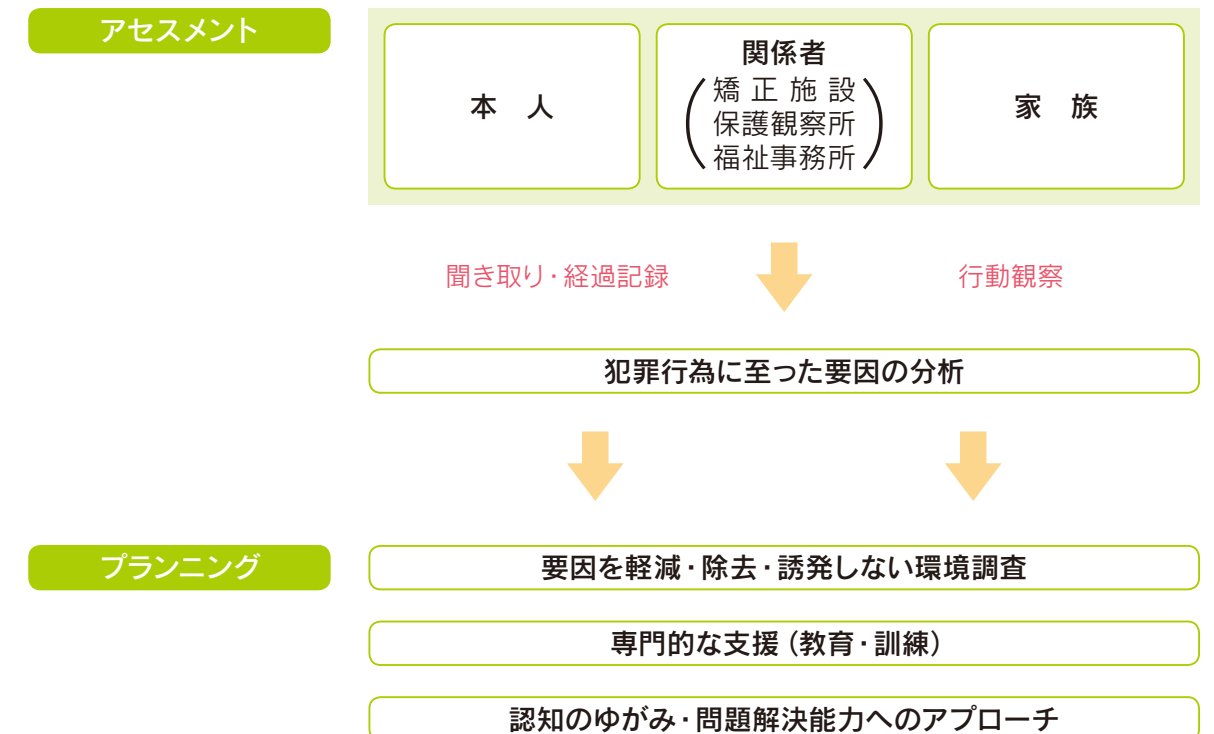


支援プログラム

⑥ 支援プログラムの基本的な考え方

支援プログラムは、犯罪に至った要因（地域での生活に生き辛くなった要因）の軽減に向けての支援、言い換えれば、地域で自立して生活するためのニーズへの支援に主眼を置くことを前提とします。

そのためには、本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき犯罪行為等に至った要因を理解し、これらを軽減・除去・又は誘発しないような環境調整と、地域生活へに向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）や認知のゆがみ、そして、問題解決能力へのアプローチが組み込まれた個別支援計画を作成することとしました。



(1) 障害者ケアマネジメントの活用

支援プログラムの手法については、今後の普及という視点を考えると、新たな手法を考案するよりも、平成15年度の支援費制度導入以来、障害福祉での支援計画として普及している個別支援計画の作成手法である「障害者ケアマネジメント」の手法を活用することとしました。

研究検討委員会は、主たる研究として、実態調査を行った委員個々が先行して実施してきた事例を基に次の支援モデルを作成しました。

1. 支援の領域

(P 51)

支援の領域とその中に含まれる具体的支援項目を示しています。

2. 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル

(P 53)

犯罪行為に至った要因から浮かび上がった支援目標・領域についてモデルを作成しました。

具体的支援目標につなげるためのポイントになります。

「本人の認知や治療教育的ケアの要因」と「環境的要因」に分けられます。

3. 「プランニング表」用具体的支援方法モデル

(P 57)

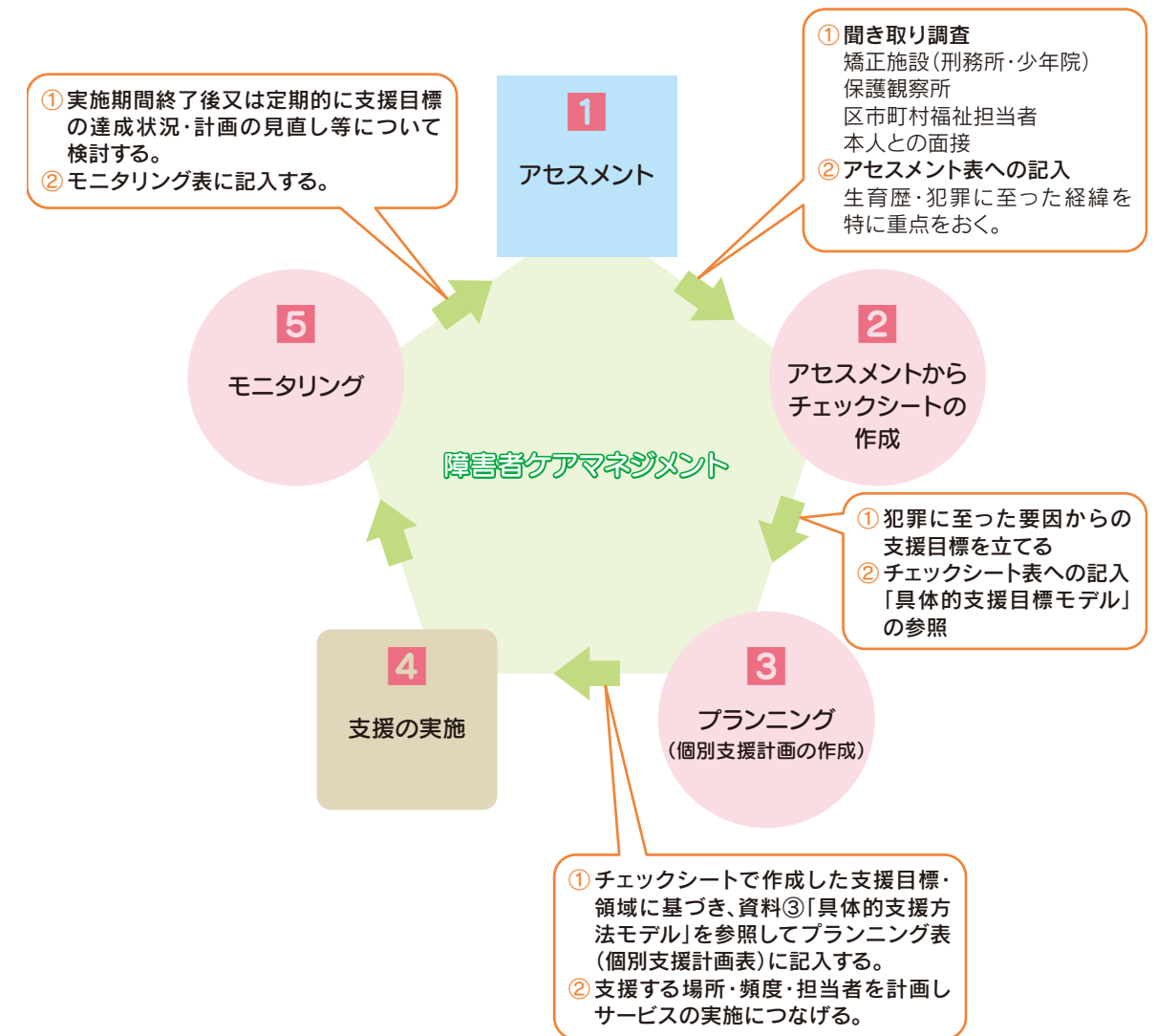
個別支援計画を作成するにあたり、設定した支援目標に対する具体的支援方法と期待できる効果を領域別に、これまで先駆的に取り組んできた事例から集約したものです。

地域生活で自立を目的とする支援プログラムという特徴を持ち、矯正プログラムではないことから、矯正施設を退所した者だけの特有の支援プログラムではなく、知的障害者等の一般的な支援方法も含まれています。

(2) 地域移行に向けての支援と地域移行後の定着支援を一連として捉えた支援プログラムの作成

本研究は、計画段階では、福祉関係施設における地域移行に向けての支援プログラムと地域移行後の定着支援プログラムの2種類の開発を想定していましたが、各支援領域（項目毎の支援内容）を施設等と地域生活で分離するよりは、矯正施設から地域支援という一連の流れを捉え、支援提供側も各段階での支援内容を理解することが必要と判断しました。

支援の領域	場 所	保護観察の期間
●法令遵守 ●生活基盤(住まいと所得) ●健康管理 ●日常生活活動(余暇・就職) ●家族環境 ●社会的リハビリ (コミュニケーション・社会生活技術・就労)	施設等 (障害福祉施設・救護施設) (更生保護施設)	入所時期
		中間時期
		地域移行(準備)時期
	地域生活 (グループホーム・ケアホーム・通勤寮・地域生活支援センター)	地域移行時期
		定着時期
		離職・再犯時



主訴

福祉サービスの提供による、地域での自立生活を送ること。

◎留意点

- ① 地域生活移行を前提とした支援内容。
施設入所期間はできるだけ短期間かつ経過的なものであること。
- ② 波及効果として再犯防止が期待できる。

①アセスメント

(様式P78)

方 法

- ① 聞き取り調査
矯正施設（刑務所・少年院等）・保護観察所よりの情報
区市町村福祉担当者
矯正施設内での本人との面接
（「矯正施設での面会の質問項目事例 P108」参照）

- ② アセスメント表への記入

◎留意点

- ① アセスメントはチームケアで様々な意見を取り入れる。
施設内に各分野からなるチームを編成する。
etc・生活支援担当者・活動支援担当者（就労担当）
・地域移行担当者（進路担当）・医療担当者
- ② 生育歴・家庭環境・犯罪に至った状況を重点的に調査する。

②アセスメントからチェックシートを作成する

(様式P80)

方 法

視 点

犯 罪 に 至 っ た 要 因

支 援 目 標

① で作成したアセスメント表を基に、何故犯罪に至ったかの要因を検討し、資料②「アセスメントからのチェックシート」用支援目標モデル（P53～55）を参照し、「視点」「犯罪に至った要因」「支援目標」を選び記入する。

領 域

資料①「支援の領域」（P51・52）を参照し、どんな支援の領域があるかを選び記入する。

アセスメントからチェックシートの例

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知 （窃 盗）	●生活資金が足りなかった。 ●安定した生活資金がなかった。 ●仕事に意欲がなく、職場を転々としていた。	●生活資金の確保 ●就労による安定した資金の確保 ●就労による生き甲斐づくり	生活基盤 家族環境整備 社会的リハビリ(就労)
	●手にしたお金はすぐに使ってしまった。 ●手軽な借金をしてしまう。	●計画性のある支出	社会的リハビリ (社会生活技術)
	●困ったときに相談できる人がいない。 (信頼できる人がいない) ●生活の不安定。	●信頼できる人間関係づくり ●安心できる生活の場の確保	社会的リハビリ (コミュニケーション) 生活基盤・日常生活
	●頼る人に利用され犯罪に巻き込まれた。 (累犯の原因)	●悪い仲間との絶縁	生活基盤
	●同僚との関係がうまく行かず職員寮で鬱状態となる。そのことがきっかけとなり離職する。	●矯正施設で服用していた安定剤の調整 ●その他治療が必要と思われる箇所を入所期間中に完治させる。	健康管理

③プランニング（個別支援計画）を作成する（様式P81）

方 法

支 援 目 標	②で作成したチェックシートに基づき記入する。
領 域	②で作成したチェックシートに基づき記入する。
支 援 方 法	資料③「具体的支援方法モデル」（P57）を参照し、「領域」ごとにモデルの中から「支援方法」を選び記入する。
具 体 的 支 援 方 法	資料③「具体的支援方法モデル」（P58～77）を参照し、支援方法ごとにモデルの中から、「期待される効果」を参考にしながら「具体的支援方法」を選び記入する。
頻 度 ・ 時 間 ／ 担 当 者	支援の実施に向けて、頻度・時間と実際に担当する者を記入する。

プランニング表（個別支援経過）の例

支援目標	領 域	支援方法	具体的支援方法	頻度・時間	担当者
1. 信頼できる人間関係づくり 2. 安心できる生活の場の確保 3. 就労による所得保障と生き甲斐づくり 4. 計画的な金銭の使用と管理 5. 治療必要箇所の完治を目指す	法令遵守	遵守事項（＊）の設定	①入所時に施設長より確認する 1)施設より無断で出て行かないこと 2)他人の物は盗らない	入所時	施設長 地域移行担当
		本人との話し合い	①ミーティングの実施 ②毎日日記を書く 毎晩に当直者と日記の中身とその日の出来事を話し合う	毎日、就床前	夜勤者
	生活基盤 所得保障	当面 生活保護の受給 入所後障害基礎年金の申請をする	①受刑中に生活保護の申請準備 ②施設入所後障害基礎年金申請 ③地域移行後生活保護解除	受刑中 入所直後	地域移行担当
	住まいの場	施設の中の段階的利用 で安心できる場の確保	第1段階（個室） 生活寮	2か月	桜寮
			第2段階（小集団生活） 職員宿舎	3か月	体験ホーム係
			第3段階（地域生活） 地域生活体験ホーム	6か月	体験ホーム係
	健康管理	● 安定剤の減量により 体調を整える ● 各科の治療	①精神科の定期診断	2週間1回 治療計画（1科1 週間1回）	生活支援担当 医療支援担当
	コミュニケーション	安心できる場の確保	①キーパーソンの配置 何でも相談できる存在 質問の回答先の集中	朝夕の声がけ	ケース担当
	社会生活技術 （金銭管理）	計画的な支出	①小遣いの自己管理による計画的な外出での買い物	●小遣い月5千 円の自己管理 ●月2回の外出	ケース担当
	就労	就労できる体力づくり	第1段階 活動支援部での各種作業体験 挨拶の励行	1か月	活動支援部
			第2段階 請負などの重労働の体験	3か月	
			第3段階 就職活動	7か月	

＊「遵守事項」 施設利用時等にあたったの施設長等との約束事であって更生保護法第50・51号での遵守事項とは異なるもの

④ 支援の実施

留意点として次の点が挙げられました。

(1) 入所施設の位置づけ

矯正施設を退所した後の生活の場としての施設等は、拘束性が高いために直接アパートや賃貸住宅等、せめてグループホームやケアホームの準備ができればこの上ありません。

再犯防止・社会防衛のために矯正施設の代替えとして居住場所を固定し、社会から隔離することを目的とするねらいがあるとすれば、この取り組みの対象ではありません。

現実として矯正施設での社会から隔離された生活の中で、心身的に悩み・病んでしまったり人間関係がうまく行かなかったなど、そんな時に、とりあえずの安らぎの場、生き直しの場を確保する場合があります。経済的な部分においても、地域で生活するための本人の所得確保の手段としての公的年金取得の手続きや、就労の機会を確保するまでの期間として入所施設の機能を活用する社会的リハビリの機会が必要であり、役割だと考えられます

さらに、将来、地域の中での生活を視野に入れ、本人を見極めていくための段階的支援の中の一つとして位置づけられるならば、入所施設での支援も有効に作用すると考えられます。また、グループホーム・ケアホームでの小グループの生活において、人間関係は大切であり、どんな仲間ならうまくつきあえるかを確認するために一時的に施設に入所（長期・短期）し、その後グループホーム・ケアホームに移るという方法も考えられます。

入所施設はあくまで通過的、有期限有目的で利用されるものでなくてはなりません。又、個別支援計画も地域移行までの目標を定めて取り組まなくてはなりません。もちろん福祉施設は契約ですので、矯正施設に入所中に福祉施設の内容の説明を行い、利用意思を確認することが必要です。

又、地域移行後もいつでも相談できる、帰れる場所として、緊急的に居場所がなくなったときに無条件で受け入れる場所として位置づけることができると考えられます。

(2) 職員の支援理念の意識の統一・共有化

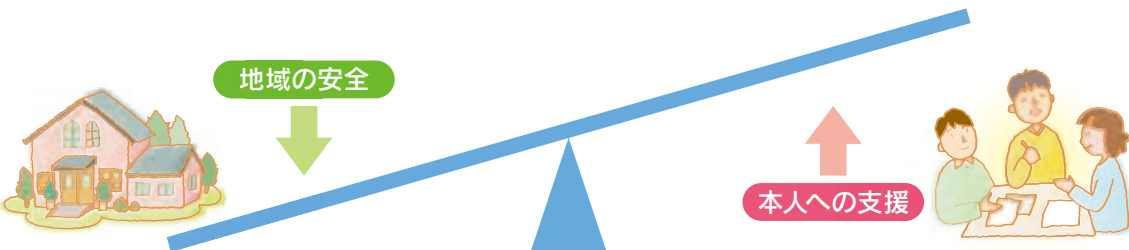
罪を犯した者（犯罪加害者）をなぜ支援していくのかということに対して、関わる職員間でその意義についての統一は不可欠です。それは、犯罪被害者に対する心情にも考慮しながら、「罪を犯した知的障害者ということではなくて、罪は償って矯正施設から退所しているのだから一人の知的障害者として見ること。」を基本に、本人の犯罪行為に対する認知や、問題解決能力の乏しさについて理解し、本人が自己コントロール感を持てるよう本人と支援する者とが協働関係のパートナーであることを認識する必要があります。

実際の受け入れにあたっては、できるだけ綿密なアセスメントを基に、支援目標、支援方法の統一をチームケア会議などで確認しておく必要があります。

当然のことながら、認知がゆがんでいる場合には、禁止だけの目標は理解できませんから、それに替わる積極的に行う目標を一緒に立てていくことが必要と思われます。

一方で、福祉に携わる職員はどうしても本人のニーズに応えることに視点を傾けがちですが、犯罪という反社会的行動という面では地域の安全ということのバランスを考えなくてはなりませんし、職員が犯罪被害者になってはならない支援体制も大事なことです。

■ リスクへの配慮



(3) キーパーソンの位置づけ

支援プログラムのモデルの本文中にキーパーソンという言葉が出てきますが、支援の中で大きな役割を果たすことになります。

全体的な役割としては、次のことが考えられます

- ① 本人の受容の対象（本人の精神的支え、本人からのヘルプの対象）
- ② 日常的な支援者（施設職員・世話人）との調整
- ③ 支援チームの連絡調整、会議の企画・開催
- ④ 適切な情報の収集と支援チームへの適切な量の供給とコントロール
- ⑤ 個別支援計画の策定

本人にとっては初めて信頼できる、心を打ち明けられる存在となるかもしれません。ただし、支援チームはチームケアであり、決して1人で抱え込まないことも肝心です。

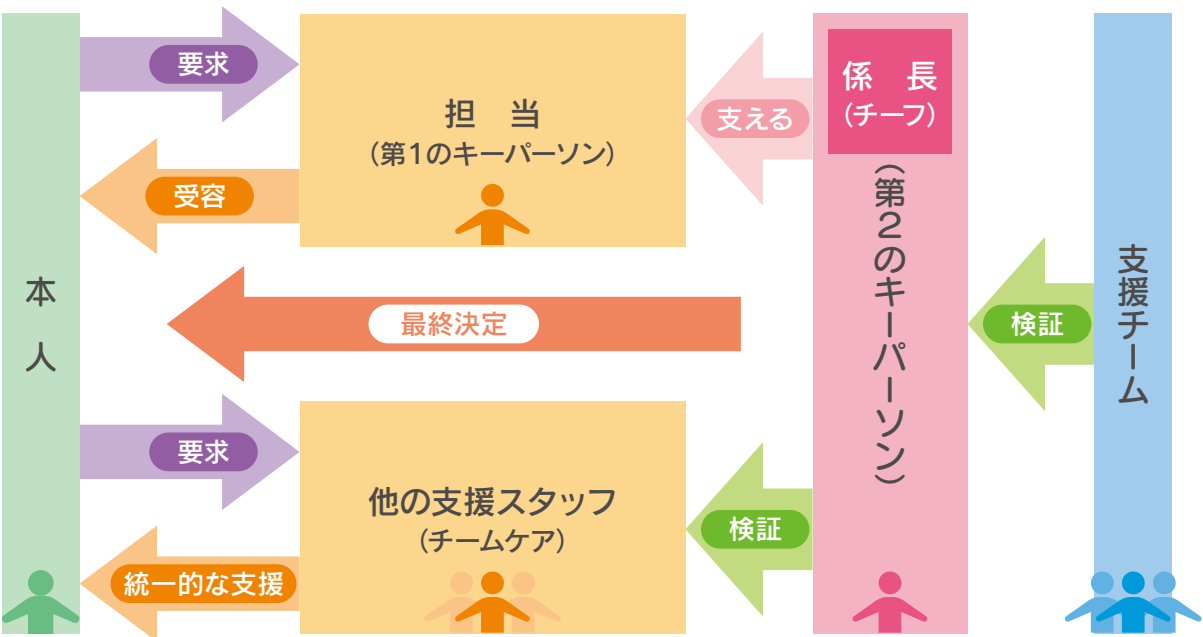
支援の中で大切な役割を担うキーパーソンですが、実際に支援する場所（施設内と地域）によりキーパーソンの役割や形は変化すると考えられます。

施設の場合

○実際の支援について

- ①第1のキーパーソンが中心になって、本人の要求を受容します。
- ②他の支援スタッフは、本人からの要求に対して統一的な支援（チームケア）を行います。
- ③第2のキーパーソンは以下のような役割を担います。
 - 第1のキーパーソンが抱える悩み等について支えます。
 - 他のスタッフへ支援の情報を伝え、チームケアの検証を行います。
 - 本人からの要求に対して最終的な決定を行います。
- ④支援チームが、第2のキーパーソンの役割について定期的に検証し、助言や指示を行うようにします。

■キーパーソンの位置づけ



○支援の注意点

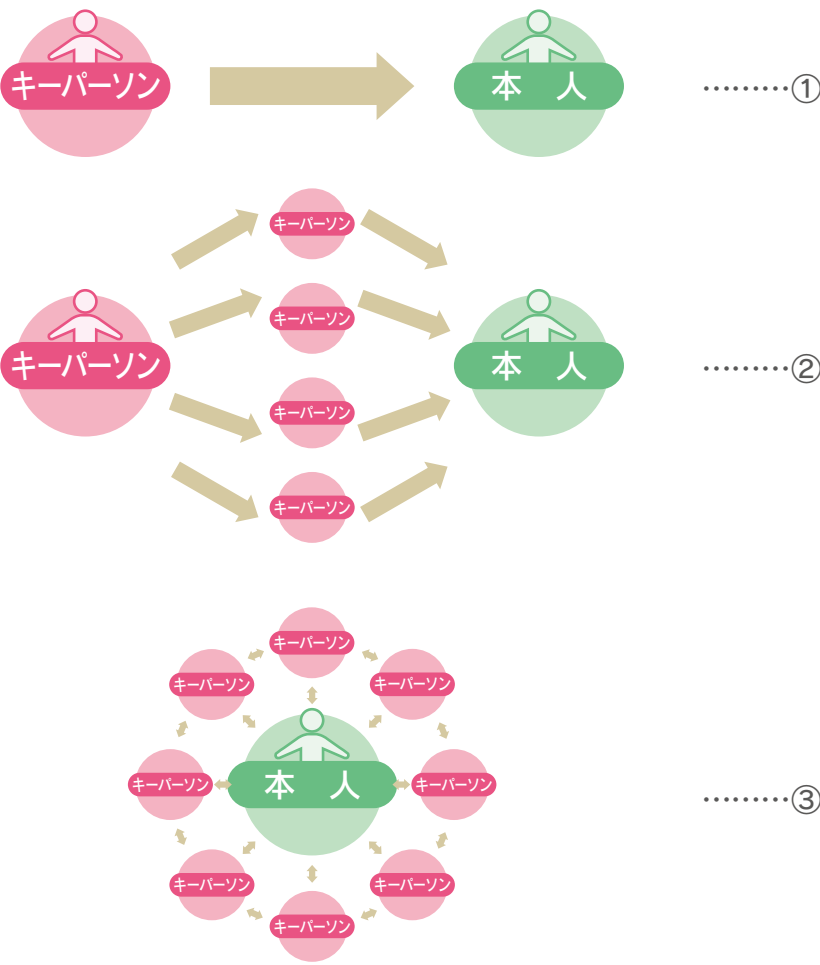
- ①キーパーソンだけが関わればよいという形にならないよう、役割や関わり方の配分に留意します。
- ②第1のキーパーソンが悩み等を抱え込まないように、2週間に1度程度上司によるスーパービジョンを行い、支援の方向性等を確認します。
- ③第2のキーパーソンが恣意的にならないよう、支えることが必要です。

地域の場合

○実際の支援について

- ①最初は1対1でキーパーソンが本人と向かい合い、安心できる人間関係を作ります。
- ②落ち着いてきたら、本人とキーパーソンの間に、支援の内容によって複数のキーパーソンが関わるようにします。情報のコントロールや指示は最初のキーパーソンが行います。
- ③最終的に複数のキーパーソンが連携しつつ、支援内容や役割によって本人と均等に関わります。

■キーパーソンの位置づけ



○支援の留意点

- ①施設から地域に移る際に、キーパーソンがいきなり変わるのではなく、施設のキーパーソンと地域のキーパーソンが両方関わる期間を作り、徐々に変わることが必要です。
- ②最初に関わったキーパーソンが本人の心のよりどころになりつつ、徐々に支援の体制を変化させていくように配慮します。
- ③最終的な形になってもキーパーソンのキーパーソンは必要になります。この場合、本人の支援体制や支援内容について広く知っている人が適当です。実際には相談支援センター等がこの役割を担います。
- ④支援者が増えると同時に、情報の共有が問題となってきます。本人は支援者の情報の偏りについて、自分の要求を通そうとしてくる人が多いので、情報共有のレベルを下げ、より多くの情報を共有できるような配慮を行います。

(4) 本人の経歴に関する情報の開示について

罪を犯した者（犯罪加害者）を受け入れから就労まで支援していく上で、どこまで本人の経歴に関する情報開示を行うか、さまざまな問題点があります。

受け入れから施設支援では、支援チームで情報の共有をすることで、支援の統一が図られ、チームアプローチがスムーズに行われます。

一方、施設を退所した後の方がさまざまな問題があります。まず、グループホームなど世話人、スタッフに対しての開示をどこまで行うか、犯罪名によっては、支援者の理解が得られない場合もあります。なぜ支援して行かなければならないか、というポリシーも併せて伝えていかなければなりません。

次に、就労にあたっての問題としては、事業主、ハローワークへの告知があります。事業主に対しては職場実習・トライアル雇用・正式雇用と各段階があります。どの段階で経歴を伝えるかは、事業主によって異なります。事業主に理解があれば、これまでの支援の内容について説明し、本人のために今後どのような支援が必要であるか、具体的に示すことで就労の定着に結びつくことが考えられます。又、本人が周りの目（他の従業員）が気になり居心地が悪くなったり、職場に慣れてくるに従い経歴を言ってしまう例もあります。さらに、周囲に飲み込まれないように過大に経歴を詐称してしまうこともあります。

従業員との関係を保つためには、信頼関係を築きながら時期をみて事業主に伝えることが必要となってくる場合もあります。その場合には、施設等支援者がきちんとバックで支えているということを付け加えることは必要です。

ハローワーク等の公的機関に対する履歴書の提出において、虚偽の記載は違法となります。矯正施設に入所していた経歴については履歴事項にあたりますが、本人の判断により、不記載という例もあります。この場合、後で事業主に知られてしまったときには信頼関係が崩れ解雇の原因になることもあります。残念ながら履歴書に経歴を記載することにより、就職先が大幅に少なくなることも事実として見られています。

このように、本人の経歴に関する情報の開示についてはとても難しい判断をしなくてはなりません。本人の状態、雇用主の理解、ハローワークでの履歴書への記載など、その時の状況によって、ケースバイケースで行うことが良いと思われれます。

⑤ モニタリング

方 法

- ① 支援目標に基づき、初期・中期・移行期・移行時に見直しを行う。
- ② モニタリング結果に基づき、再アセスメント、プランニングにつなげる。

【本人の認知 治療教育的要因】

支援の領域	具体的例
法令遵守 (本人の認知の改善)	● 再び罪を犯さないという問題解決力を高めていく。 図式化、構造化するなどにより、本人の知的能力に合わせて、理解しやすい方法を用いる。 ● 認知行動療法
専門的医療ケア	● 専門的再犯防止プログラム ● 精神科・心理科による治療教育

【環境的要因】

① 日常生活基盤を整備する。

支援の領域	具体的例
生活基盤 (福祉サービスの利用)	● 住まいの確保 施設の入所 住宅の確保 ● 収入の確保(当面の生活費) 公的年金
健康管理	● 一般的医療的ケア 精神科(内服薬の調整) 発達障害の確認 内科、歯科、皮膚科等の慢性疾患の治療 ● 栄養指導
日常生活活動	● 余暇支援 ● 就労支援 働く意欲と基本的訓練・体験訓練
家族・生育状況	● 家族等との人間関係 幼・青年期の療育状況の確認 家族関係の状況の確認 本人の障害への理解 家族環境の改善(修復) 家族・友人からの分離
家族環境の整備	● 家族自体への支援 生活困窮・福祉サービスの提供 ヘルパーの派遣・成年後見制度の活用

②社会生活支援基盤を整備する。

支援の領域	具体的例
社会的リハビリ・コミュニケーション	●キーパーソンの存在(受容できる存在の確保) ●他人への自分の意思を伝える能力
社会生活技術	●電話等の活用 ●金銭管理 ●外出・買い物訓練



③社会参加を促進する

支援の領域	具体的例
社会的リハビリ・就労	●就労活動 就労意欲の自覚 基礎訓練(体力・挨拶) 職場実習・ジョブコーチ
余暇活動	●余暇活動・趣味



資料

資料② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル
～犯罪行為に至った要因からの支援目標と領域～

【本人の認知 治療教育的要因】

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知	●自分の行為が犯罪であり、悪いことであるとの認識がない。	●再犯予防の意識を高める。	法令遵守 (認知の改善)
	●悪いことだとわかっているが、他人の注目を得るために犯行に至る。		
	●常習的犯罪行為であり、自分で抑制することは難しい。		
	●抑制するためには、治療教育や医療的ケアを伴う支援が必要である。	●適正な医療的・心理的治療を行う。	医療的ケア
	●他者からの行為の仕返しのため、相手への被害を与える。	●再犯予防の意識を高める。	法令遵守
	●犯行そのものに興味・快感を持っている。(暴行・放火・性犯罪等)	●適正な医療的・心理的治療を行う。 ●犯した罪の重大さを学習させる機会を作る。	医療的ケア 法令遵守
	●女性に興味はあるが、同世代の女性には声がかけられず、自分の指示に従う年下の女子にいたずらをしてしまう。	●性に対する認識の是正	法令遵守 医療的ケア
	●性的欲求を抑えられず、衝動的に異性に暴行する。 ●性的欲求を抑えられず、計画的又は常習的に女性に暴行する。	●精神科医による医療的支援	

【環境的要因】

視 点	犯罪に至った環境的要因	支援の目標	領 域
経済的困難	●生活資金が足りなかった。 ●安定した生活資金がなかった。 ●公的年金を取得していない。 ●家族が本人の収入を当てにして本人が必要なお金を使えない。 ●仕事に意欲がなく、職場を転々とした為、収入が不安定である。	●生活資金の確保 ●就労による安定した生活資金の確保 ●就労が定着できるように就労そのものによる生き甲斐づくり ●就労意欲の喚起・動機づけ	所得保障 就労
	●手にしたお金はすぐに使ってしまった。 ●手軽な借金をしてしまう。 ●貯めるということができない。 ●本人の所持金以上に購入したい物があつた。 ●本人の遊興費(食事・ゲーム等)の資金がほしいため。 ●たばこ等の嗜好品の購入のため。(薬物購入も含む)	●計画性のある支出 ●生活の中での生き甲斐づくり	金銭管理 買物支援 余暇支援
精神的不安定	●安心して生活する居場所や集える場所がない。 ●困ったときに、安心して帰る場所がない。(駆け込める場所が必要である)	●安心できる生活の場の確保	住まいの確保
	●困ったときに相談できる人がいないため不安定になる。 (信頼できる人がいない) ●自尊感情が低い、不安定。 ●困ったときに他人に相談することなく、自分ですぐに決めてしまう。 ●幼児期の人間形成の中で他人を信用することを身につけてこなかった。 ●犯罪行為に至る前兆を支援者が見逃した。	●信頼できる人間関係づくり	コミュニケーション

視 点	犯罪に至った環境的要因	支援の目標	領 域
精神的不安定	●両親・家族や友人との関係が本人を不安定にしていた。 ●自己形成ができていないため、自分の行為が他者にどのような影響を及ぼすのかが分からない。	●信頼できる人間関係づくり	コミュニケーション
	●同僚との関係がうまく行かず職員寮で鬱状態となる。そのことがきっかけとなり離職する。	●矯正施設で服用していた安定剤の調整 ●その他治療が必要と思われる症状・病気を入所期間中に軽快または完治させる	健康管理
家族関係	●本人の幼児期に、適正な教育が受けられていない。 ●家族の本人を療育する能力が乏しかった。 ●家族の本人への療育能力が乏しかった。 ●家族が本人への療育を放棄している。 ●本人の障害特性を家族が理解していない。	●家族による信頼できる人間関係づくり ●家族の療育能力の向上	家族関係の修復
	●家族が本人を支える経済的基盤が整っていない。 ●家族の支援が他の家族(高齢者介護や他の家族の世話)に優先され、本人に向けられない。	●家族の療育能力の向上 ●家族の経済基盤の確立	家族支援
友人関係	●頼る友人に利用され、犯罪に巻き込まれた。(累犯の原因) ●犯罪集団の関与が見られる。	●悪い仲間との絶縁	コミュニケーション

【本人の認知 治療教育的要因】

支援の領域	支 援 方 法
1. 法令遵守 (P58～62)	1. 遵守事項(*)の設定 2. 本人との話し合い 3. 保護司・保護観察所との連携 4. 女性の性犯罪への対応 5. 男性の性犯罪への対応 6. 支援チームによる支援（地域移行後） 7. 再犯時支援（地域移行後）

＊「遵守事項」 施設利用時等に当たっての施設長等との約束事であって更生保護法第50・51号での遵守事項とは異なるもの。

【本人の認知 治療教育的要因】

支援の領域	支 援 方 法
2. 生活基盤 (P62～64)	
①住まいの場の確保	1. 障害福祉施設利用 2. グループホーム・ケアホーム利用 3. 単独生活
②所得保障	1. 公的年金の取得
3. 健康管理 (P64)	1. 各医療機関との連携
4. 家庭環境の整備 (P66)	1. 家庭環境の修復 2. 家庭支援の依頼
5. 社会的リハビリ (P66～77)	
①コミュニケーション	1. 安心できる場所の確保 2. 地域生活定着（地域移行後）
②社会生活技術	1. 金銭管理 2. 余暇の支援
③就労	1. 就労意欲の向上 2. 就職活動支援 3. 就労定着支援（地域移行後） 4. 離職した場合の支援（地域移行後）



【本人の認知 治療教育的要因】

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
1. 法令遵守	1. 遵守事項の設定 (約束事の設定)	①遵守事項の設定、本人との確認 ＊施設管理者より説諭・伝える。 ＊障害特性を理解して、本人が覚えられる具体的 ＊守れなかった場合の処遇も明確にする。 ＊2つ程度の内容にする。 ＊本人の能力によっては図式化・視覚化して示す 例 ▶施設より無断で出て行かないこと。 ▶矯正施設に入った犯罪行為をしないこと。 ▶女性が嫌がること(性的いたずら)はしない ▶アルコールは禁止(施設の方針に基づ ▶喫煙は所定の場所で行うこと。(施設の方 喫煙に強い固執を示す場合がある。 喫煙本数や時間と場所など確認し、段階的 ▶自転車は施設の物があるので必要なときは ▶施設のスケジュールを守ること。 ▶職員の指示は守ること。 ▶他人の物は盗らない。 ▶車の運転はしない。 ＊本人が「はい、わかりました」という言葉を発 るとは限らない。その場をつくろうために使っ ＊遵守事項や施設の規則が守られているか随時 ＊面接を適宜実施し、生活状況や心情の変化を ②矯正施設入所中からの継続的なアプローチ ＊施設面接の実施 ＊手紙のやりとり	な内容を選ぶ。 ことが重要である。 こと。 く)。 針に基づく) に安全な自己管理に結びつけていく。 断ったうえでそれを使うこと。 することがあるが、必ずしも理解してい ている場合もある。 確認する。 把握する。	●社会における社会人として、集団生活でのルールへの意識を持ち、守ることを通して生活リズム、生活習慣等を確立する。 ●新たな生活に対しての意識の切り替えをさせる。 ●過去の過ちに関連する行為は決してしないことを確認、自覚することにつながる。 ●成長期における人格形成の中で、家族・友人との人間関係において信頼することがうまくできない者も多い。禁止するだけでなく、約束を守ること で賞賛し、認めることで自分の存在に自信がつくことがある。 ●帰住前に信頼関係を構築することで入所後の処遇が円滑化する。
	2. 本人との話し合い	①矯正施設入所中(面接)から話し合いの場を設定 a 犯罪について本人の考えを聞く 犯罪に至った要因について再度確認する b 相談できる関係を構築する(問題行動《再 c 手紙での相談および対応 d 移行期 i 受け入れ時に行った「振り返り」「被害者へ ii 再犯した場合のシミュレーションを行い、 け離れていること」の自覚を持たせる。 ②毎日の事柄を日記に記入する ③毎日、夜に夜間勤務者(夜勤者等)がミーティン (短時間でも)話し合う(原則として受容する) ④支援にあたる者は情報を共有できるようにする	する。(将来にむけてのニーズの確認) 犯》を起こす前に) の自分の思い」を確認する。 「どうなるか」「それが自分の目標とか グを行い、日記に書かれたことを中心に	●職員(支援者)との信頼関係の構築につながる。 ●人のつながりの大切さや、楽しんだり、頼りにされたりといった充実感や安心感を持てるようになる。 ●相手の立場や気持ちに触れることで思いやる気持ちが生まれる。 ●文字や写真など、わかりやすく簡単なツールを補足的に使用することにより理解を深められる。 ●相談する力がつく。(地域生活で困ったときなど誰かに相談すること) ●自立生活への不安や心配事に対して受容し助言指導することにより不安を軽減させ、前向きな気持ちを保たせられる。 ●罪の重大さを気づかせる機会になる。 ●再犯が懸念される本人の不安や危険な行動を早期に把握できる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
1. 法令遵守	3. 保護司・保護観察所との連携	①仮釈放期間中の実施 ▶ 保護司又は保護観察官による面接の実施。 ▶ 自ら保護司に連絡、相談をすることを基本と関わることで、詳細情報の伝達、本人の状況 - a 保護観察期間中は、保護司や保護観察官との - b 保護観察における遵守事項について拡大コ - c 懸案事項のある際には保護司との面接時に ＊更生緊急保護期間は、保護観察が付いていない 生保護施設に入所中の場合は施設職員が補導援 ＊視覚的に刺激し、反復することで自覚を促す。	● 保護司等の立場からの本人の状態の確認。 ● 本人の状況の変化を早期に把握できる。 ＊ 保護観察期間が終了した時に、第3者的に話を聞いてくれる者が居なくなる。他の存在の者と、うまく橋渡しができることが必要である。
	4. 女性の性犯罪への対応	①自分の身体を守るということを知ってもらうため、 ②ビデオなどを活用して女性保護に関して知る機 ③精神科医師及び臨床心理士による定期的カウン カウンセリング情報の支援者への共有化 ④対応する職員が性的行動に関する部分については である	● 自分の身(身体)を守ることの大切さを理解する。 ● 本人を否定するのではなく、肯定することで、安心感を持ってもらい、本人の交友関係の幅を広げることができる。 ● ヘルプが言える人間関係を構築する。
	5. 男性の性犯罪への対応	①入所時の遵守事項として禁止する約束事として ②24時間体制での本人の見守り - a 生活上の行動範囲の制限 - b 日中活動の場への送迎 - c 解りやすいスケジュールの確立と明示 - d 環境の変化に対応した配慮 ③インターネットからの情報閲覧制限 ④精神科医師及び臨床心理士による定期的カウン カウンセリング情報の支援者への共有化 ⑤入所時は同性支援が必要となる場合がある (女性職員に対する被害を防ぐため) (宿直については原則として同性が行う) ⑥対応する職員が性的行動に関する分については毅然 ある	● 本人の状態像の把握ができる。 ● 情報の制限をすることにより、刺激を抑えられる。 ● 専門的治療教育の実践につながる。 ● 本人の状態像について、あらゆる角度から検証することで把握が容易にできる。 ● 社会のルールへの対応。
	6. 支援チームによる支援 (地域移行後)	①初期定着期 - a 情報の共有化を図る(相談支援事業所、就 - b キーパーソンとなる支援者の確保をする(家 - c キーパーソンは必要に応じて男女1人ずつ配 ②中期定着期 - a 情報の共有化を図る(相談支援事業所、就業、 者職業センター、ジョブコーチ、弁護士、事業	● 業、生活支援センター、家族、保護司)族も含めたトータルマネジメント)置することがある ● 生活支援センター、ハローワーク、障害主、家族) ＊ 詳細は「別冊④地域生活支援センター編Ⅰ.受け入れマニュアル」を参照 ● 単一事業所が抱える仕組みからチームアプローチへインフォーマルな資源開発も含め情報を共有する。 ● 事業主もチームに入ることで支援の輪が広げられる。 ● 借金対策、被害者への弁償等で弁護士の参加が必要となることがある。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
1. 法令遵守	7. 再犯時支援(地域移行後)	①再犯により逮捕された場合は、速やかに所轄の のような状況にあるのか把握する ②勾留されている場合は、本人と面会する ③服薬の必要性など医療情報を伝える ④当番弁護士の派遣を依頼する ⑤支援会議を開催し本人の情報を収集、なぜ再犯 討する ⑥本人の中で、地域生活上の情報や感情が混乱して 設の利用も考える ⑦矯正施設入所中は、本人と連絡(手紙)をとり、 ⑧矯正施設入所後も継続的に面会する ⑨関係機関への連絡と連携	警察に出向いて、担当刑事と面談し、ど に至ったのか、釈放後の支援について検 いる場合は、釈放後に一時的な入所施 退所後の生活に向けて意識づけを行う ●再犯に至った状況・原因を明確にできる。 ●面会の際にスタッフ全員が心配していることを伝えることで、再犯防止につな がることもある。 ●関係機関との連携によりスムーズな支援ができる。 ●矯正施設の入所中から関わることで退所後の本人の安心につながる。

【環境的要因】

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
2. 生活基盤 ① 住まいの 場の確保	1. 障害福祉施設利用 (ショートステイも含む)	①入所期 a 生活寮での生活支援(個室が理想である) i 必要物品の確保。(所持金が少なく自分では ii 寝具、家具など必要最低限の物品の確保。 iii キーパーソンを決める。(本人の相談窓口) *キーパーソンの位置づけ参照。 iv 生活寮内の役割に積極的に関わらせる。 v 食料品は豊富に準備し、不足感を与えな vi 所持金・年金・工賃の中から計画的な支出計 vii 決められた小遣いで施設内の自由な買い viii 余暇時間での買い物訓練。 ix 街から離す。(刺激が少ない場所) ②中間期 a 施設内自立訓練棟(職員宿舎等)での生活支 i 集団生活から小集団への生活。 ii 人間関係を構築する。 自分の役割を見つけ協力し合うことを体験 他者の意見を聞き入れる場を作る。(本人の iii キーパーソンを決める。 ③移行期 a 地域での生活体験 できるだけ早い時期に、本人の希望により、施 ト・民家での訓練)を経て、グループホームやア i グループホームか単独生活を検討する。 ii 短期入所事業⇒グループホーム・ケアホーム・	準備できない) い。 画を相談して決める。 物。(食品) 援 させる。 相談窓口) 設外の居宅生活訓練棟(地域のアパー パート生活等地域生活移行を支援。 単独生活という方法も選択肢になる。 ●共に生活することで本人の理解を深められる。 (本人特有の障害を理解する) ●物欲を満たすことにより、情緒の安定が図られる。 ●社会適応能力を養える。 ●物心両面において情緒の安定が図られる。 ●個室が効果的。(自分が安心出来る場所の確保) 居室の鍵を持つことで安心できる。 ●集団の中で役割を見出すことで周囲から「ありがとう」と賞賛されること で初めて自分の存在を認められるということを体験できる。 ●罪の意識を持ち反省の姿勢を示す過程で、同時に次の生活への意欲モチ ベーションを高めていくきっかけを作っていける。 ●集団生活から小集団生活による自立を図る。 ●地域での生活への慣れ。 ●精神的に安定する。 ●他者との関係性を広められる。 ●他者の意見を聞く。 ●他者の決めた(作った)スケジュールから、自ら決める(作る)スケジュール へ変える。 ●生活における、安定感を得られる。 ●地域生活への意欲、再出発の意識化。 *「別冊①障害福祉施設編Ⅰ.受け入れマニュアル」参照

64 グループホーム・ケアホーム 編

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
4. 家庭環境の整備	1. 家庭関係の修復	①音信不通となっている家族関係の調整を、福祉 a 両親・兄弟との関係調整 i 家族の感情、意思確認。 ii 面会や外出の依頼。 iii 入所時の衣類や小遣いの提供依頼。 iv 福祉制度上の身元引受人の依頼。 b 家族への本人の障害や犯罪行為に対する理 i 家族に対する障害特性の説明。 ii 犯罪に至った要因の説明。 iii 家族関係を良くしたい（一緒に生活したい） ②家族自体の生活が経済的に自立しておらず、本人 a 世帯分離による本人の自立支援と、家族支援 b 福祉事務所からの家族支援	事務所を通して依頼する 解の支援 という願望を持っていることの説明。 の収入に依存している場合の支援を切り離す ● 家族・学校・職場が本人の障害特性を理解せず、過剰な期待と無関心ゆえ、家族から距離を置いた生活を送ってきた事実を家族に伝えることで家族の本人理解へつながる。 ● 家族と一緒に暮らして自分が養いたいという本人の希望もあるが、どう接して良いのかわからなかったり、家族も本人にどう接して良いのかわからないことが多い。的確な助言を行うことで家族への本人理解や犯罪行為に対する理解が深まる。 ● 家族自体の自立ができないため、家族も支援の対象とすることで一体的な効果が期待できる。
	2. 家庭支援の依頼	①家族との同居に向けての支援 a 家族との関係修復が可能な場合の同居に向 b 障害特性と支援計画の説明と理解 c 支援チームへの参加依頼 ②家族自体の生活で養育が困難な場合の支援 a 家族への経済的自立支援（生活保護等の所 b 相談支援として民生委員の派遣 c 家族自体が障害者世帯であることでの支援 金銭管理への支援 相談支援 d 家族自体の高齢化により介護保険事業による	けての準備 得保障) 支援 ● 本人は同居を希望していることが多いことから、本人の心の安定が図られる。 ● 親族などの関与が想像される連絡、相談の場合、本人の状況が正確に伝わってこない場合があることから相談方法を見直し「母親の訴えによる相談」から「自身で電話する、出向く等の方法による相談」とすることで状況を的確につかむことができる。
5. 社会的リハビリ ① コミュニケーション	1. 安心できる生活の場の確保	入所時から退所まで及び地域移行時から地域生活支援を行う ①入所時（集団生活での安定） a 生活状況の観察(詳細なアセスメント) i ADLの状況、健康面の観察。 ii 健康面、対人関係、社会性等の観察。 iii 作業の見学（施設内）。 iv 受け入れ施設の職員による情報の共有。 v 生活状況等の援護の実施者への報告（利 b キーパーソンの配置 i 担当制により、なんでも話せる、相談や質問・悩みなどの回答はすべて担当者に集 本人の味方であることの意識付けを行い信 ii 方向性について意見を言える係長クラスの iii 本人の意思確認 「どこで」「誰と」「どのように暮らしたいの 中長期における、目指すべき生活設計（地	への定着支援まで段階的に生活・就労 用開始翌日、1週間単位）。 問ができる職員を位置づける。 中させる。 頼関係を作っていく。 職員を位置づける。 か」 域移行）の確認。 ● 生き直しのきっかけづくりになる。 ● 規則正しい生活の構築により基本的な生活習慣が身につく。 ● 受け入れ機関への信頼づくり。 ● 安心できる又は信頼できる職員を作ることで本人の安心感が生まれる。 ● 本人を否定するのではなく、肯定することで、安心感をもってもらい、本人の交友関係の幅を広げ、新たな選択肢を増やすことになる。 ● 恵まれない家庭環境の中で自信もない、どうしたら良いかわからない、甘え方もわからない、どう決めて良いかわからない中で、愛情を持てる関係づくりを訓練することで自信をつけさせる。 ● 自分勝手に決めてしまい、相談することを身につけていないため相談する力がつく。 ● 相手の言うことを理解する。(状況認知) ● むずかしい場面での対応ができるようになる。(妥協、断る、謝る)

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
5. 社会的リハビリ ① コミュニケーション	1. 安心できる生活の場の確保	c 対人関係能力への支援 i 毎日日記を書くことで、日々の生活を振り返る。 ii 毎晩、夜間勤務者とのミーティングを行い自分の意見を述べる機会を作る。 ②中間期（集団生活から個室等での生活訓練、余暇活動） a 就労に必要な体力・挨拶の訓練 b キーパーソンの設定 c 個別支援計画の作成 d 障害福祉サービス事業（就労移行支援・生活訓練） i 交友・友人関係の調整。 ii エンパワメント支援（本人活動等への参加）。 iii コミュニケーションスキルの開発。 iv 達成感の享受（能力による適正評価）。 v 障害者特性に配慮した支援を基底に。（発達障害・自閉症等の方への専門的支援） vi 社会資源。 ③地域移行期 a 地域での生活を前提とした、社会体験の実施 i 地域の外出、住民との接する機会を増やす。 ii 単独での外出・買い物の機会を持つ。約束事を決めて目的ある外出を行う。 b 地域で生活する場合の社会資源を確認する i 障害者相談専門員、財産管理サポート事業、医療機関、行政手続き	●自分の気持ちを伝えられる。（あいさつ、協調、自己主張） ●生活するうえで、課題が発生する度にどのように行動できたかを本人と共に振り返られる。 ●地域移行に必要な社会資源も本人と共通のイメージを持つことで、本人の願いがどこにあるのか、優先順位は何かを確認できる。 ●支援者が本人の地域での生活自立に関する将来像に対して具体的イメージを持つことができる。
	2. 地域生活定着（地域移行後）	①チームケアによる支援 a チームケアのもと支援する b 支援チームの編成 相談支援専門員、区市町村障害福祉担当課、グループホーム・ケアホーム、居宅介護事業所、就業・生活支援センター、民生委員、医療機関（駐在所）で支援チーム。 c 本人の情緒面・精神面でのキーパーソンを想定する b 定期的に本人を含んだミーティングを開く 本人の生活状況、支援内容について振り返り、必要に応じて支援内容を修正する e 必要最小限の範囲で情報の共有化を図る（区他機関へは本人の特徴、配慮すべき点のみを伝え、犯罪履歴情報は最小限とする ②障害者相談支援専門員による定期的な支援 a 手紙やメールでの定期的な連絡 b キーパーソンとしての位置づけ c 地域の社会資源の活用 d 本人と「立ち寄り先リスト」を作成する *相談支援専門員は1人で抱え込まないこと ③送り出した施設でのレスパイト機能を位置づける a いつでも帰れる場所としての設定をする ④夜間の対応 a 夜の外出が多く、緊急時の対応方法を事前に決めておく b 障害者相談支援事業所と障害者就業・生活支援センター、グループホーム・ケアホーム c 翌日の仕事への影響が出やすいため、夜間外れる習慣をつける	●職・支援チーム全体が本人の将来像・情緒面や表現の仕方の変化に対して具体的イメージを持つことができる。 ●移行に必要な社会資源も共通のイメージを持つことができ、本人の願いがどこにあるのか、優先順位は何かを支援チームが確認できる。 ●定期的な手紙での交信に対して、叱咤激励の返信をすることで心情の安定が図れる。 ●福祉に精通した相談支援専門員と連携することで、社会資源の多角的な活用が期待できる。 ●支援者間の連携が進むことによって、状況に応じて誰もがキーパーソンになれるようになる。 ●最終的に逃げ込める場所を持つことで、生活の中に安心感を持たせられる。 ●新たな犯罪に巻き込まれることを防げる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
② 社会生活 技術	1. 金銭管理	①計画性のある支出を考える a 本人の金銭管理能力のアセスメント b 小遣いの自己管理 i 月の小遣いを決めて支援する。 ii 本人に収入見合いの支出指導。 出納帳による収支合わせの訓練。 iii 貯蓄の設定。 c 買い物訓練により金銭感覚を習得する * 必要に応じて、食事のサポートも考える。→食も多い。 ②地域移行後の財産管理と生活費の支払い a 社会福祉協議会の金銭管理サポートの活用 日常生活自立支援事業を活用する b 成年後見制度の区市町村の申し立てを検討	●金銭管理能力が身につき、金銭の大切さが理解できる。 ●家賃・光熱費等の自動支払いにより、居住の確保が容易にできる。 ●管理してもらうことによる安心感が生まれる。
	2. 余暇の支援	・休日や連休において、目的のない自由時間は孤 暇の使い方について、自分で組み立てられない者 で支援者側で選択肢を設けながら、ある程度の 例：休日の日課表と活動内容を一緒に表を使っ ①創作活動 a 生活の中で必要なことを表現するだけでなく、 を見つける ②趣味や楽しみ支援 a 旅行などの計画・立案の助言 b 福祉サービスによる保養所などの活用 c サークル活動への参加（施設内・外） ③社会生活を送る上でのルールを守る a 地域社会との関係 b 近隣住民との関係 ④地域移行後は、相談支援事業所がトータルコー を支える	●地域での生活にゆとりを持つため、余暇活動を施設での生活段階から見 出すことで心の安定につながる。 ●自分を表現できることで、ストレスを発散し、精神的に安定する。 ●余暇を充実させることで生き甲斐や楽しみを見出すことにつながる。 ●バスの乗り方等公共交通機関の利用の経験がないため、わからない場合 があるが訓練することで利用の仕方が理解できる。 ●自分の健康状態の把握につながる。 ●地域力の向上とインフォーマルな資源の開発につながる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
5. 社会的リハビリ ③ 就労	段階的就労移行支援 1. 就労意欲の向上	①第1段階（入所初期） a 就労体験 i できるだけ8時間の労働時間を作業場所に ii 始業時の朝礼、終業時の反省会の実施。 iii 1か月間程度で作業種目を替え、適性を見て iv 仕事としての位置づけのもと作業活動に取 v 反省会時に日誌の記入。 ②中間期 a 施設内作業に集中する i 約束事を守る。 例▶挨拶をする。 ▶作業内容等について、職員の指示に従 ▶自分で判断して作業を行わない。 ▶道具類を勝手に持ち出さない。 ▶機械、スイッチ類は勝手に触らない。 ▶他の利用者と協力する。 ▶持ち場を勝手に離れない。 ▶終了時は挨拶をする。 b 施設外作業（施設内作業に追加）に集中する i 約束事を守る 例▶社会のルールを守る。 ▶体調不良等は、我慢せず訴える。 ▶礼儀正しく、まじめに働く。 ▶良好な人間関係を作る。 ii 事業所との連携・協力 ▶トラブル時の迅速な対応と解決に向けて ▶通院、服薬管理等の医療的配慮。 ▶定期的巡回指導。 iii 通勤等交通機関の利用	て過ごす。 いく。 り組む。 う。 の協議。	●作業を通して協調性、集中力、持続力や適正などを判断することができる。 ●本人の就労に対する意欲を見ることができる。 ●自分に適した仕事を確認し、継続して行うことで自信と責任を持つことができる。 ●就労した時の基本的な態度が身につく。 ●就労を目標に、地域生活をイメージできる。 ●事業所と連携・協力を図ることで社会適応能力を高められる。 ●巡回支援により、精神的安定を図れる。
	2. 就職活動支援	①作業適性の把握 ▶就労に向けた支援として作業適性の把握に努 ▶本人にあった仕事内容を把握することにより、 a 障害者就業・生活支援センター登録 日記記入時に個別課題を設ける。 パソコンへの入力・文字の練習。 職場見学・職場体験実習を通して具体的な仕 b 障害者職業センターの職業評価 i 本人の作業能力、適性について、職業セン する。 ②就職活動を本人と行う a ハローワーク登録支援 i 面接の練習。 ii 履歴書記入の練習。 iii 就職先を自分の希望で探すこと。 ③職場見学の実施 ＊ 沢山の業種を見て希望職種をしばらく実習した 効果的である。 事前に面接を受ける。	める。 就職先のアドバイスをを行う。 事のイメージを作る。 ターの職業評価等を参考にして、説明 ほうが就労後、本人が顧み決断する時に	●福祉サービス利用時に具体的な仕事のイメージを作ることで、本人の望む職種・働き方（時間）等・本人の望む給与・休暇等を明確にし、就職活動につなげることができる。 ●適正を見極めることにより本人に適した仕事が見つけれられる。 ●就労先を自分で探すことにより、大切にし、責任感と達成感を感じさせる。 ●本人が就職するときの手続き等について理解ができる。 ●職場を実体験することで働くことへの意識づけになる。 ●適性を評価し説明することにより、自己認識をし、今後の生活を考えることができる。 ●今後の生活について、具体的なイメージができる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
5. 社会的リハビリ ③ 就労	2. 就職活動支援	④職場実習 1日～3日の体験実習から2週間～1か月の実習のアセスメントを取ることができる。会社・業種でのキーパーソンづくりのためにも有効的である a 約束事 例 ▶挨拶、返事をはっきり聞こえるように行う ▶現場担当者からの指示に従う。 ▶わからないことは自分で判断せずに、現場 ▶ミスをした場合はそのままにせず、現場担当指示なく機械操作をしない。 ▶身支度は清潔感のある物にすること。頭髮 b 職場実習（実習計画書による確認、約束） c 実習終了後に実習についての反省会を行う。 ＊ 雇用前提の実習の時は雇用前支援を活用することができるが、職場定着支援につなげやすくなる ＊ トライアル雇用の場合の賃金目標 ●週5日、月8万円を目標とする。 ●障害基礎年金6.6万円と合わせて自立を目指す ●都道府県により最低賃金が違うが、650円 れると、約8万円の収入が見込める。トライ いって高い設定をしてしまうと、常用雇用に 人のモチベーションの低下に影響する。 [犯罪歴の事業主・ハローワークへの告知について] ハローワーク等の公的機関に対する履歴書の。 (事実と異なることを記載することはできない矯正施設に入所していた経歴については履歴事載という方法もあり得る。 事業主に対して職場実習・トライアル雇用・正式を伝えるかは事業主によって異なることから、支本人が職場に慣れるにつれ、事業主や同僚に信頼関係が保てないと解雇の理由にされる場合主からも適切な支援を得られることもある。むしろ象は最初から大幅に縮小されることが考えられ	の段階的な実習を入れることで、事業所によって約束が違ってくることや、会社 こと。 担当者に質問する。 当者に報告する。 はまとめること。 と、スタートからジョブコーチも支援に入る。 指す。 の1日6時間勤務を目標にスタートがき アル雇用中に会社に助成金が入るからと 移った後に収入が下がる場合があり、本 て] 提出において、虚偽の記載は違法とな い) 項にあたるが、本人の判断により、不記 雇用という、どの段階で事業主に経歴 援者として判断に迷うところである。 ら話してしまうこともあり、後で知って もある。一方、事前に伝えることで事業 ん、経歴を知らせることで、就労先の対 る。	●職業評価を受けることにより、仕事の適性の把握が確認できる。 ●課題を設けることで、目標を明確にすると共に、自信がつけられる。 ●会社でのルール・マナーの習得につながる。 ●実習終了後に反省会を行い、反省点をどのように改善するかを話し合うことで次への実習に生かせる。 ●事業者からの評価を得ることにより、本人の意欲の向上と共に、問題点・課題を明確にできる。 ●将来の生活設計（金銭面）のイメージをつけられる。 ●犯罪被害者に対して刑期を終えても、社会的更生を行うことで、人生をかけて償い続けることを示すことができる。
	3. 就労定着支援（地域移行後）	①初期定着期 今後の暮らしに対する本人の希望 a 定期的な電話、訪問等の形で事業所との連絡 ジョブコーチによる集中支援。 →事業所での集中支援と仕事後のフォロー b 留意事項 i 就労による本人の欲求対応の他にも、社会 機会が必要である。 ii 本人対一機関の関係でなく、関係機関同士 ある。	を行う アップ。 的常識、他者との協調性について学ぶ の情報共有、対応方法の検討が必要で	●就労状況を定期的に確認することで、本人に対して緊張感を持たせる。 ●就労中における諸問題への対応が可能になる。 ●就職がゴールではなく就職がスタートであるという設定をし、夢や希望を話し合うことで仕事の必要性を見出し、更なるステップが望める。 ●ジョブコーチによる事業所での課題分析等を通して、本人の仕事を解りやすく伝え、事業所内のキーパーソンを構築し、フェイディングを意識した支援により、より自然な関係性を事業所内で構築することができる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
5. 社会的リハビリ ③ 就労	3. 就労定着支援(地域移行後)	iii 作業時における約束事を決め、守る。 (持ち場を勝手に離れない、終了時は後片付け約束事を守る。 例▶ストレスが溜まったら家族(親)を中心▶イライラして仕方ないときは仕事を休み iv 作業状況の観察。 (作業場所への付き添いから単独へ、作業所外作業へ) ②中期定着期 a 障害者職業・生活支援センターによる定着支援 b ジョブコーチによる定着支援 c 就労支援員、ジョブコーチによる企業支援 d 各分野でのキーパーソン配置 e 施設内作業、外勤(就労実習)等作業活動の f 就労先(事業所)の関係 小遣いのアップなど働いたことによるのメ	けをする) とした誰かに相談すること。 み、相談すること。 時間は半日から一日へ、所内作業から 援 実施(社会適応訓練) リットを本人に解りやすく伝える。	●生活の安定のため、適切なアドバイスを行うことにより、離職しないような解決方法を支援できる。 ●困ったこと、悩んでいること等を話すようにする。 ●様々な機関の連携で定着がより効果的なものになる。 ●事業所を巻き込んだ形で支援を展開することにより、人事異動による職場環境の変化・上司・キーパーソンの離職等の変化にも柔軟に対応でき、本人の不安要素を取り除くことができる。 ●移行期をチーム支援を行いながら移行することで、働くと暮らすを一体的に支援を展開でき、企業にとっての不安要素を取り除くことができる。 ●仕事に慣れ始めると、従業員の対応等周りの環境にも変化が見られる。会社から望まれることもでてくるので、小遣いアップや旅行、本人活動など、生活の幅を広げる支援を行うことにより、仕事に対する意欲につながる。 ●各専門機関との連携により、的確な支援の実施につながる。 ●企業支援を行うことにより、問題、課題への早期解決が図れる。
	4. 離職した場合の支援(地域移行後)	①離職の予兆の確認 a 訪問(職場訪問・家庭訪問) i 本人は身体的理由の他、仕事のあれこれが ii 欠勤状況の確認する。 iii 支援者との「辞めたい」という以外のコミュニケーションの理由がわからないまま離職する場合がある ②再就職に向けての支援 a 本人の状況確認 i 自分からほとんど話さず、欲求がある場合 い。 b 再就職に向けての支援 i 就職の前段階の支援から試みることを提案 ii 時間をかけ、仕事を辞めた理由、仕事に関する iii「働きたい」という本当の理由の確認をする iv他の支援機関担当者等とコミュニケーション v「家族と一緒に暮らす」ことを続けるため る。 vi 通常の職場訪問で仕事の様子確認はでき うえて支援をしていくには犯罪歴を事業主	嫌と言い出す。 ニケーションが困難な状況に陥り、本当 る。 の伝達方法が屈折した表現になりやす する。 する考え方を確認する。 る。 ン等の訓練をする。 はどうしたらよいか確認する必要がある ていたが、本人の内面の変化を把握した に伝えることがよい場合も考えられる。	●再チャレンジの仕組みづくりと本人の希望に沿った実際のアプローチによる就労意欲への助長につながる。 ●チーム支援を行うことで、離職した時から再就労のアプローチまでスムーズな移行ができる。 ●離職の権利を守る。離職してもチャレンジできるような仕組みを作ること で、ネガティブにではなくポジティブに捉えられるような支援ができる。

①アセスメント表（入所調査時用）

(ふりがな) 氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)		
本籍			
矯正施設前居住地	居住地(生活実態のあった所)	〇〇県〇〇市〇〇〇	
	住所地(住民票のあった所)		
矯正施設名	〇〇刑務所(〇〇県〇〇市)		
本件犯罪 (非行)内容			
本件に至った 経緯・要因			
帰住予定地			
刑期満了日	平成 年 月 日 (仮釈放 平成 年 月 日)		
家庭環境	《両親・家族等》	父 母	
	《祖父母・親戚等》		
	《経済状況》		
身元引受人	仮釈放時 施設職員／利用契約 (父・母)		
生育歴	《幼児期からの主要な経歴》		
	《学校・施設・就職経験》		

心身状況	知能指数 IQ	田中ビネー・WISCⅢ (言語性)(動作性)
	身長 cm	CAPAS (検査日 平成 年 月 日)
	体重 kg	
	身体障害	
	精神疾患	
福祉サービスの 利用状況	内部疾患	
	服薬状況	
	療育手帳 有(判定 判定日 判定機関)・無	
	身障手帳 有(判定 判定日 判定機関)・無	
	これまで受給していた福祉サービス	
本人の意思確認 (主訴)	所得保障 現在の所持金 見込み (円 円)	
	障害基礎年金等年金の取得 有()・無	
生活保護		
施設の利用を 必要とする理由		
当面の処遇方針		

②アセスメントからのチェックシート

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域

③プランニング表（個別支援計画表）

氏 名		記録日	平成 年 月 日	
支援の領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏 名	記録日	平成 年 月 日
総合的支援目標	総合的達成状況	

支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容



事 例 集

これまでに先駆的に施設・地域生活支援センター等で支援した内容を今回の研究における支援プログラムモデルに沿って作成・検証していただきました。

個人情報保護の観点から、次の点に留意しました。

- 地名・氏名は明記していません。
- 年齢・経過は架空です。
- アセスメント内容の一部は架空・創作しています。また、削除しています。

【グループホーム・ケアホームでの受け入れ事例】

① Gさん
23才 男性



矯正施設（少年院）、障害者支援施設で就労移行支援事業を経て、就職し、現在通勤寮より通勤しています。

② Hさん
62才 男性



矯正施設から、一時的に更生保護施設を利用し、ケアホームでの生活を始めました。

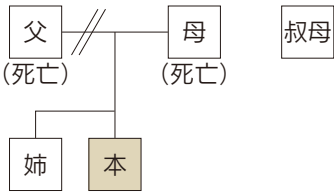
【事例1】

① Gさん
23才 男性



矯正施設（少年院）、障害者支援施設で就労移行支援事業を経て、就職し、現在通勤寮より通勤しています。

①アセスメント表（入所調査時用）

(ふりがな) 氏名	Gさん		性別	男・女
生年月日	昭和・平成 62年〇月〇日(23才)			
本籍	〇〇県〇〇市〇〇〇			
矯正施設前居住地	居住地(生活実態のあった所)	〇〇県〇〇市		
	住所地(住民票のあった所)	〇〇県〇〇市		
矯正施設名	〇〇医療少年院所			
本件犯罪 (非行)内容	強制わいせつ、児童売春、 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反			
本件に至った 経緯・要因	家庭内のストレス(同居するいところからのいじめや暴力)と本人の特性に起因する対人スキルの欠如と能力的制約における職場不適応			
帰住予定地	医療少年院⇒ 障害者支援施設⇒なし			
刑期満了日	平成20年〇月〇日(仮釈放 平成〇年〇月〇日)			
家庭環境	《両親・家族等》 出生後すぐに両親は離婚。祖父母から養育を受ける。小学校2年時実母が死亡。 姉は本人との交信拒否。			
	《祖父母・親戚等》 祖父は平成20年に死亡。祖母は目が不自由であり認知症が進んでいる状態。そのため祖母は叔母に引き取られている。叔母は本人の受け入れを拒否をしている。			
	《経済状況》 祖母は年金暮らし、叔父は飲食店経営			
身元引受人	満期終了時 施設職員／利用契約 叔母			
生育歴	《幼児期からの主要な経歴》 生後まもなく両親が離婚。主たる養育者は母方祖父母であった。小学校2年時に実母が死亡する。またその頃に万引きにて補導される。			

視点	犯罪に至った要因	支援の目標	領域
本人の認知	●自分の行為が犯罪であるとかわかっていて、危機感がなくストレスであると言い、具体性に欠ける。 ●人の感情や気持ちに無頓着のため被害者感情の理解に欠ける	●信頼できる人間関係づくり(日常生活において言葉、行動、気持ちをフィードバックして自己理解を促す) ●再犯防止に向けて本人の意識づくり。(ロールモデルとしてキーパーソンの確保)	コミュニケーション 法令遵守
精神的不安定	●知的能力の劣等感が強く人並みにできないことに対して過敏になる。 ●拒否や否定されることに対し興奮しやすく攻撃性が高まる。 ●現実原則の理不尽な場面に対し葛藤を抱えられない	●生活の安定(居場所づくり) ●信頼できる人間関係づくり ●自己肯定感の育成 ●障害特性の自己理解 ●コミュニケーションスキルの習得 ●他者と共存するためのルールの設定	生活基盤の確保 コミュニケーション 生活技能 生活技能 法令遵守
家族関係	●家庭における親密体験の乏しさを背景に、いじめられるなどの幼時期を送る。 ●家庭で存在価値や居場所がなかった	●信頼できる人間関係づくり ●生活の安定(居場所づくり)(本人に寄り添うキーパーソンの確保) ●所得保障	コミュニケーション 生活基盤の確保
友人関係 職場関係	●障害の特性からコミュニケーションが取れず孤立する。 ●無条件に受容する友人としか対峙できず価値観の違いを受け入れられない。 ●能力の制限から仕事の内容が理解できず短期間で離職する	●コミュニケーションスキルの習得 ●自己肯定感の育成 ●自己受容 ●安定した就労(継続就労) ●職場に対する障害特性の理解と配慮	コミュニケーション 生活技能 就労
性的との付き合い視点	●女性に興味はあるが、同世代の女性には声をかけられず、自分の指示に従う年下の女の子にいたずらをする。	●女性とのつきあい方についての学習支援	生活技能

③プランニング表（個別支援計画表）

氏名	Gさん	記録日	平成21年 ○ 月 ○ 日	
支援の領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者
法令遵守	● 遵守事項の設定 ● 再犯防止	①入所時に職員より遵守事項の確認を行う。 ②本人の希望も含め必要に応じて遵守事項の確認を行う。 ③キーパーソンの設定	入所時 随時	寮長 次長 援助係長
生活基盤の確保	● 信頼できる人間関係の構築 ● 生活の安定 ● 所得保障	①キーパーソンの設定 ②安心できる生活の場の提供 ③相談体制の確立 ④生活保護の受給（就労後打ち切られる）	入所時から 随時 随時 入所時	次 長 援助係長 援助員
生活技能	● 自己肯定感の育みと自己受容 ● 障害特性の自己理解	①生活場面で役割を通じ承認体験を重ねることにより自己肯定感を育む。 ②余暇の過ごし方を学ぶ。 ③障害の特性の自己理解を深める。 ④地域生活に向けて準備を行う。 ⑤女性との付き合い方の学習支援を行う。	必要時 随時	次長 援助係長 援助員
コミュニケーション	● 仲間意識をもつ ● 価値観の相違を受け入れる ● 人とのコミュニケーションの仕方を学ぶ	①相談体制の確立。 ②自治会を通して他者を知り、自分自身も知る。 ③障害特性の自己理解を深める。	随時	次長 援助係長 援助員
就労	● 安定した雇用 ● 職場に対する障害特性の理解と配慮	①生活の場との情報の共有 ②就労のキャリアアップの目標を持つ ③職場で人間関係調整	随時	次長 援助係長 援助員

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏名	Gさん	記録日	平成21年 ○ 月 ○ 日
総合的支援目標		総合的達成状況	
● 安定した人間関係 ● 安定した生活 ● 安定した就労		安定した包括的で恒常的な環境の提供と基本的信頼関係の構築を主眼とし、キーパーソンを中心に自己肯定感を育みながら認知のゆがみに焦点をあてた支援を展開する。顕著な変化は見られないものの、感情の表出と表情にやわらかさが出てきている。	

支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
法令遵守	● 遵守事項の設定 ● 再犯防止	安定した生活と人間関係の中において葛藤を抱えながらも遵守事項をきちんと引き受けていく姿勢はある。	遵守事項に関しては本人と相談し希望を取り入れながら主体性を尊重し、尚かつ自己責任を確認しながら見直しをしていく。
生活基盤の確保	● 信頼できる人間関係の構築 ● 生活の安定 ● 所得保障	恒常的な関わりの中で甘えや攻撃の発露が見られている。感情を言葉に置き換えられるよう話し合いの支援を中心に行う。就労後すぐに生活保護は適用廃止となる。	継続 生活保護過支給額46,300円を2回分割払いで返金する。 H22年3月に自転車購入予定。(○○○荘より8か月間借用していたため)
生活技能	● 自己肯定感の育みと自己受容 ● 障害特性の自己理解	自治会活動や就労面で責任をもって役割を達成できている。またそのことを本人に逐一伝える。	ていねいに根気強く継続していく
コミュニケーション	● 仲間意識をもつ ● 価値観の相違を受け入れる ● 人とのコミュニケーションの仕方を学ぶ	価値観の相違が心を傷つけるものではなく、新しい発見につながることを逐一伝える。	ていねいに根気強く継続していく
就労	● 安定した雇用 ● 職場に対する障害特性の理解と配慮	就労面では、責任をもって遂行している。職場では、キーパーソンが設定されている。	継続

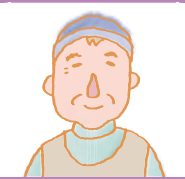
コメント

本人は、生育歴において疎外された環境と発達障害のために家庭や会社、世間と折り合いがつかず累犯を重ねてしまったケースです。

現在、本人が精神的に安定できる居場所の確保と、基本的な信頼に基づくコミュニケーション関係を軸に支援を展開しています。生活の場や会社・世間とうまく折り合いがつかなくなったとき、さらには自分自身ともうまく咬み合わなくなったとき、様々な不適応行動が出てきます。その不適応行動について、丁寧に糸をほぐすように本人と一緒に考えていくというプロセスが、本人自身が自分自身に気づいていくきっかけになるのだろうと考えます。そのためには、キーパーソンを中心に、本人が納得できるような丁寧な支援が、とても大切と感じています。

【事例2】

② Hさん
62才 男性



矯正施設から、一時的に更生保護施設を利用し、ケアホームでの生活を始めました。

①アセスメント表（入所調査時用）

(ふりがな) 氏名	Hさん	性別	Ⓜ ・ 女
生年月日	ⓂⓂ ・ 平成 22年〇月〇日 (62才)		
本籍	〇〇県〇〇市〇〇〇		
矯正施設前居住地	居住地 (生活実態のあった所)	〇〇県〇〇市	
	住所地 (住民票のあった所)	〇〇県〇〇市	
矯正施設名	〇〇刑務所		
本件犯罪 (非行) 内容	窃盗	H6年、窃盗にて逮捕される (懲役1年執行猶予3年) H19年〇月、自転車盗にて逮捕される (懲役1年執行猶予3年) 処分後県内の更生保護施設入所 H19年〇月、執行猶予中に再び自転車盗にて逮捕 更生保護施設から建設現場に行く途中、学校構内の駐輪場で鍵の掛かっている古い自転車を見つけ勝手に乗ったもの。 懲役8か月 (前刑執行猶予取消にて1年加算、合計1年8カ月)	
本件に至った 経緯・要因	昭和62年〇月までは転々としつつも企業に就労し、荷物運搬などの簡易作業をしていた。両親が亡くなって以降は日雇い仕事中心に飯場暮らしをしたり、親方がアパートを借りてくれたりしていた。ホームレス状態だったこともある。 平成6年の窃盗は詳しくは不明。19年の犯罪は2回とも自転車窃盗である。2回とも鍵の掛かっている古い自転車に勝手に乗っていたもの。1回目の時は現場に急ぐのに歩くのがしんどくて、2回目は買い物に行く途中である。本人の言い分は、「2回とも自転車が古くて鍵が掛かっていなかったのもで拝借した」とのこと。		
帰住予定地	出身地の更生保護施設から断られる。近県でもよいとのことになる。		
刑期満了日	平成21年〇月〇日 (仮釈放 平成 年 月 日)		

家庭環境	《両親・家族等》 両親はすでに亡くなっている。 兄弟とは音信不通状態である。		父 (死亡) 母 (死亡) 姉 兄 本
	《祖父母・親戚等》 不明		
	《経済状況》 日雇い生活で所持金はほとんどなかった。		
身元引受人	なし		
生育歴	《幼児期からの主要な経歴》 本籍地にて出生。兄弟の多くは亡くなり、姉と兄が1名ずつ生存する。本人が6歳のころ一家で転居する。 《学校・施設・就職経歴》 小中学を出た後、八百屋に勤めながら定時制高校に通うが、ついていけず1年で中退する。その後自衛隊で4年勤務する。自動車免許を取るが更新せず。除隊後は地元に戻り、雑誌社(運び作業)、織物会社を経て、土木作業をしていた。		
心身状況	知能指数	IQ 50代 田中ビネー・WISCⅢ (言語性)(動作性) CAPAS(検査日 平成 19年 〇〇月 日)	
	身長	〇〇〇cm 体重 〇〇kg	
	身体障害	特になし	
	精神疾患	認知症が疑われるが診断はつかず	
	内部疾患	高血圧	
	服薬状況	降血圧剤	
福祉サービスの利用状況	療育手帳 (有)(判定 〇 判定日 H〇.〇〇 判定機関 更正相談所)・無		
	身障手帳 有 (判定 判定日 判定機関)・(無)		
	これまで受給していた福祉サービス 更生保護施設利用時は生活保護医療保護のみ受給していた。		
	所得保障	現在の所持金 見込み (矯正施設退所時は7,000円。ケアホーム入居時は3,000円程) 障害基礎年金等年金の取得 有 ()・(無)(申請中)	
	生活保護	(刑務所所在地市町村にて取得)受給	

本人の意思確認 (主訴)	故郷には今は帰れない。出身県に近いところで住みたい。生活が成り立てばよい。1人暮らしは不安である。働けるところがあれば働きたい。
施設利用を 必要とする理由	矯正施設退所後の帰住地がなく、生活の拠点を設ける必要性があり、一時期更生保護施設を利用した。菓の飲み忘れ、衣類の管理、家事処理能力面で1人暮らしに不安あり。 障害者自立支援給付障害認定区分において認定区分2となり、本人見学、面接の後、ケアホーム利用に至った。
当面の処遇方針	障害者福祉サービスの利用に慣れ、安定した生活を目指す。 ● 集団生活への適応が図れるよう丁寧な声掛けを行う。 ● 就労継続支援への導入と一般就労への適性をみる。 ● 法令遵守を目指し、日々の生活の振り返りを行う。 ● 健康維持のため食事や服薬への指導、支援を行う。 ● 本人用自転車の購入。当面はレンタルで対応する。

②アセスメントからのチェックシート

視点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知 (窃盗)	●不安定な収入であった。 ●貯蓄する習慣が身についていなかった。 ●生活資金管理への支援が必要である。	●生活資金の確保 ●預金通帳を作成し計画的な生活資金の管理を目指す。	●生活基盤 ●生活管理
	●他者の物品に対する認知のズレがあった。	●認知の修正(古い物であっても、鍵が掛かっていなくても他者の物は盗ってはいけないことを認識する。)	●社会的認識
	●困ったときに相談できる人がいなかった。 ●困ったときに相談するということが身についていないため、安易な判断をしてしまっていた。	●相談できる人を設定する。(キーパーソン) ●困ったときは人に相談し、自分で勝手に行動に移さないようになる。 ●横着な行動は慎めるようになる。	●社会的リハビリ コミュニケーション ●人間関係 ●行動変容
安定した生活	●安定した生活の場がない。	●本人に見合った生活の場を提供する。(ケアホームの確保)	●生活基盤
	●生活物品の不足	●生活に必要な物品を揃える。	
	●収入の確保	●障害基礎年金を受給できるようにする。 ●不足分は生活保護を受給する。	
健康	●血圧が高い。 ●入れ歯が合わない。 ●短期記憶が低下した。	●内科受診。服薬を確実にする。 ●歯科受診をし、修理する。 ●専門医の受診	●健康管理
家族関係	●両親が亡くなってから生活が崩れてきた。 ●兄弟とは疎遠である。 ●力関係にこだわる。	●信頼できる人間関係づくり。 ●兄弟との復縁 ●対等な人間関係を作る。 ●小集団の生活に慣れる。	●家族関係の復帰 ●家族関係の代償 ●対人関係

視点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
社会参加 したい	●仕事がしたい。 ●余暇を楽しみたい。 ●地域の人と触れ合いたい。	●本人に合った仕事を見つける。 ●就労継続支援の検討。実習 ●趣味の読書ができるようになる。 ●グループで楽しめることを見つける。 ●地域の行事等へ積極的に参加する。	●就労 ●趣味・余暇活動 ●地域交流

③プランニング表（個別支援計画表）

氏名	Hさん		記録日	平成〇〇年 〇月〇〇日	
支援の領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者	
法令遵守	他者の物品に対する認知の修正を図る。	①本人用自転車を購入し、防犯対応も含め、盗られれば困ることを学べるようにする。 ②共同生活のルールの説明。	入居時早い内に	主任キーパー	
	社会生活のルールを守る意識を高める。	①社会生活でのルールの確認支援。 ②日記付けを通じ、毎日の行動を振り返る。		ホームキーパー	
	日頃から相談できる環境を作る。	①キーパーソンの設定。 ②定期的な個別の話し合いを持つ。	週2回	主任キーパー	
生活基盤 所得保障	生活資金の確保	①就労収入への意欲を保つ。 ②生活保護申請 すでに医療扶助は受給していて、生活扶助、住宅扶助の支給申請をする。 ③障害基礎年金申請・管理 年金申請し、受給後は生活保護と年金で生活していけるようにする。 ④預貯金へのアドバイス 臨時的出費に備えるよう日頃から少しずつ預金する習慣を身につけるよう支援する。	入居時 入居前より準備する。 以後継続して行う。	生活支援員 定着支援員 生活支援員	
住まいの確保	集団生活に慣れる	集団生活のルールの説明をする。	適時行う。	生活支援員 主任キーパー	
	生活に必要な物品の確保	僅かな衣類くらいしかなく、ベット、タンス、机など、生活用品を用意する。	入居時	生活支援員 主任キーパー	
				全員で協力する	

支援の領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者
健康管理	心身の健康を保つ	①医療機関の受診支援 ②服薬を確実にする。 ③認知症外来受診支援	入居時より継続して行う	ヘルプサービス ホームキーパー
対人関係	良好な人間関係を保つ	①支援者との信頼関係の樹立が図れるように支援する。 ②同居者達と仲良くできるよう見守る。 ③社会人としてのルールが守れるように支援する。 ④得意なことを伸ばし、自尊心を高められるように支援する。 ⑤親族との復縁につき、機会を見て介入支援する。	入居時より継続して行う 機会を見て行う	各支援者 ホームキーパー 生活支援員
社会参加	本人に合った仕事（作業）につく。	就労継続B型事業所での実習を試してみる。	1か月間程	活動センター スタッフ
	余暇を有意義に過ごせるようになる。 地域交流の促進を図る。	図書館の利用を支援する。 ①カラオケなど楽しむ機会を設ける。 ②買い物支援 ③地域住民との交流の支援をする。（挨拶、行事参加など） ④ふれあいサロンへ参加する。	自力でできるまで。 適時 適時 継続して行う 継続して行う	生活支援員 主任キーパー ホームキーパー 市社協スタッフ
コミュニケーション	気軽に相談できるようになる。	①相談相手の明確化を図る。 ②定期的な個別の話し合いを持つ。	入居時 週1回以上	生活支援員 生活支援員

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏名	Hさん	記録日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
総合的支援目標		総合的達成状況	
本人の持てる能力を生かしつつ、規則正しい安定した生活を営み、地域生活に定着する。		福祉の支援を受けながらの地域生活にも慣れ、地域の行事や、就労継続事業所の旅行など大変喜んで参加している。しかし、認知面の低下が最近見られるようになり、今後の支援の再検討が必要となりつつある。	

支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
法令遵守	他者の物品に対する認知の修正を図る。	自転車への思いは強く、大切に扱っている。もう二度と他人の物には乗りませんと話している。 しかし一方で、認知面の衰えがあり、同居者の衣類を間違っ て着ていることがある。	法令遵守への意識づけは継続して取り組むが、一方で認知症への対応や支援の必要性が増してきている。
	社会生活のルールを守る意識を高める	約束を守ろうとする意欲はあるが、忘れてしまうことも多い。	計画は継続する。
	日頃から相談できる環境を作る。	聞くと「大丈夫です」と答えることが多く、自ら相談することは少ない。	
生活基盤 所得保障	生活資金の確保	①障害年金と生活保護、就労継続による工賃収入で生活資金は確保されている。 ②預貯金は生活支援員の管理の下、少しずつ増やしている。	就労収入は作業状況からこれ以上は望めず。現状維持とする。
住まいの確保	集団生活に慣れる	①ケアホームの生活はすっかり慣れてきた。	計画は一応終了したが、今後も安定した生活空間を作っていく予定である。
	生活に必要な物品の確保	②生活用品も揃い、安定している。	

支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
健康管理	心身の健康を保つ	①高血圧の受診、服薬は支援の下で継続中である。 ②歯科受診治療終了した。 ③認知症疑いにつき受診予定をしている。	継続 受診結果等により対応、支援を再検討する。
対人関係	良好な人間関係を保つ	①当初からのメンバーとは馴染めているが、新しいメンバーとの間でトラブルがある。 ②支援者とは良い関係を保っている。	様子を見つつ、メンバー変更も検討する。
社会参加	本人に合った仕事（作業）につく。	作業能力は当初見込んだより低く、やれることが限られるが、休まずに通っている。	●様子を見つつ継続する。 ●今後作業が苦痛になるようであれば検討する。 ●本人の希望で継続する。
	余暇を有意義に過ごせるようになる。	図書館やカラオケはよく利用している。	
	地域交流の促進を図る。	①川掃除や夏祭り等、積極的に参加している。 ②ふれあいサロンも楽しんで参加している。	現状維持、継続
コミュニケーション	気軽に相談できるようになる。	支援者や仲間とも良く話しはするが、自己判断をして失敗することは今でも良くある。	日頃からの声掛け、定期的な話し合いを継続する。



IV

資料

- 1. 地域生活移行個別支援特別加算 102
- 2. 平成20年度矯正統計 104
- 3. 矯正施設での面会の質問項目事例 108
- 4. 合同支援会議報告書様式 114

1.地域生活移行個別支援特別加算

○共同生活介護サービス費（ケアホーム）

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき6,700円加算
----------------	---------------

○共同生活援助サービス費（グループホーム）

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき6,700円加算
----------------	---------------

○生活訓練（宿泊型自立訓練）サービス費

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき6,700円加算
----------------	---------------

○施設入所支援サービス費

地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）	1日につき 120円加算
地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）	1日につき3,060円加算

地域生活移行個別支援特別加算の取り扱い

（共同生活介護サービス費、共同生活援助サービス費、生活訓練サービス費）

（一） 対象者の要件

地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設（刑務所、留置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であって、保護観察所との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所との調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

（二） 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、自立支援法協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議していくことが望ましい。

また、従業員に対する研修会については、原則として事業所の従業員全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

（三） 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門支援（教育又は訓練）が組み込まれた、共同生活介護計画の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援

地域生活移行個別支援特別加算の取り扱い

（施設入所支援サービス費）

（一） 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な人員を確保することが可能な体制、有資格者による指導体制及び精神科を担当とする医師により月2回以上の定期的な指導体制が整えられていること。

また、従業員に対する研修会については、原則として事業所の従業員全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

（二） 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）

ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していないものであって、保護観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものとする。

- （ア） 本人の関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成
- （イ） 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- （ウ） 日常生活や人間関係に関する助言
- （エ） 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- （オ） 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応
- （カ） その他必要な支援

2.平成20年度矯正統計（矯正施設における知的障害者の統計状況）

国立のぞみの園

①新受刑者 精神診断

調査区分		総 数	精神障害 なし	知的障害	精神障害	精神症	その他の 精神障害	不 詳
平成15年	総数	31,355	29,405	324	174	313	1,099	40
	男	—	—	—	—	—	—	—
	女	—	—	—	—	—	—	—
平成16年	総数	32,090	30,085	271	141	322	1,250	21
	男	30,089	28,390	259	126	290	1,005	19
	女	2,001	1,695	12	15	32	245	2
平成17年	総数	32,789	30,608	287	125	435	1,304	30
	男	30,607	28,764	276	111	397	1,032	27
	女	2,182	1,844	11	14	38	272	3
平成18年	総数	33,032	31,223	265	103	345	1,060	36
	男	30,699	29,223	253	88	293	815	27
	女	2,333	2,000	12	15	52	245	9
(うち、少年刑務所)		52	52	-	-	-	-	-
平成19年	総数	30,450	28,719	242	109	253	1,116	11
	男	28,272	26,802	235	90	192	944	9
	女	2,178	1,917	7	19	61	172	2
(うち、少年刑務所)		42	42	-	-	-	-	-
平成20年	総数	28,963	26,887	237	161	384	1,214	80
	男	26,768	24,981	228	127	338	1,029	65
	女	2,195	1,906	9	34	46	185	15
(うち、少年刑務所)		63	60	-	-	-	3	-

②新受刑者の入所回数（平成20年度）

調査区分		総 数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6～9回目	10回目以上
全体	総数	28,963	13,347	5,130	3,077	1,993	1,366	2,724	1,326
	男	26,768	11,930	4,785	2,863	1,907	1,317	2,662	1,304
	女	2,195	1,417	345	214	86	49	62	22
	%	100%	46.1%	17.7%	10.6%	6.9%	4.7%	9.4%	4.6%
知的 障害者	総数	237	82	52	23	19	12	24	25
	男	228	79	48	21	19	12	24	25
	女	9	3	4	2	0	0	0	0
	%	100%	34.6%	21.9%	9.7%	8.0%	5.1%	10.1%	10.5%

③新受刑者の知能指数

*知能指数の数値は矯正協会作成の心理測定検査（CAPAS）によるIQ相当値を表示している。

調査区分		総 数	49以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～ 109	110～ 119	120 以上	テスト 不能
平成15年	総数	31,355	1,234	1,957	3,768	6,991	8,560	5,218	1,540	266	40	1,781
	男	—	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	—	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	100%	3.9%	6.2%	12.0%	22.3%	27.3%	16.6%	4.9%	0.8%	0.1%	5.7%
平成16年	総数	32,090	1,241	2,053	3,878	7,159	8,802	5,399	1,565	248	58	1,687
	男	30,089	1,173	1,910	3,643	6,743	8,331	5,101	1,485	238	56	1,409
	女	2,001	68	143	235	416	471	298	80	10	2	278
	%	100%	3.9%	6.4%	12.1%	22.3%	27.4%	16.8%	4.9%	0.8%	0.2%	5.3%
平成17年	総数	32,789	1,351	1,937	4,102	6,998	8,574	5,670	1,783	287	52	2,035
	男	30,607	1,266	1,806	3,868	6,590	8,042	5,316	1,689	269	51	1,710
	女	2,182	85	131	234	408	532	354	94	18	1	325
	%	100%	4.1%	5.9%	12.5%	21.3%	26.1%	17.3%	5.4%	0.9%	0.2%	6.2%
平成18年	総数	33,032	1,349	1,974	4,240	7,501	8,305	5,647	1,883	303	65	1,765
	男	30,699	1,255	1,853	3,988	7,024	7,742	5,301	1,775	286	64	1,411
	女	2,333	94	121	252	477	563	346	108	17	1	354
	%	100%	4.1%	6.0%	12.8%	22.7%	25.1%	17.1%	5.7%	0.9%	0.2%	5.3%
(うち、少年)		52	-	-	3	11	17	11	6	-	-	4
平成19年	総数	30,450	1,233	1,702	3,785	7,265	7,656	5,042	1,810	293	59	1,605
	男	28,272	1,135	1,597	3,523	6,684	7,148	4,734	1,709	278	55	1,409
	女	2,178	98	105	262	581	508	308	101	15	4	196
	%	100%	4.0%	5.6%	12.4%	23.9%	25.1%	16.6%	5.9%	1.0%	0.2%	5.3%
(うち、少年)		42	-	-	2	6	18	8	4	1	-	3
平成20年	総数	28,963	1,232	1,742	3,729	6,726	7,039	4,970	1,757	288	53	1,427
	男	26,768	1,126	1,598	3,463	6,211	6,516	4,633	1,671	273	52	1,225
	女	2,195	106	144	266	515	523	337	86	15	1	202
	%	100%	4.3%	6.0%	12.9%	23.2%	24.3%	17.2%	6.1%	1.0%	0.2%	4.9%
(うち、少年)		63	-	-	3	10	20	11	12	3	-	4

④新規受刑者 知的障害者の罪名（平成20年度）

*（ ）は平成19年度

窃盗	強制わいせつ・同致死傷	詐欺	覚せい剤取締法	強姦・同致死傷	横領・背任	放火	強盗致死傷	殺人
110 (139)	17 (7)	14 (10)	11 (14)	9 (1)	9 (8)	7 (8)	7 (4)	6 (0)
傷害	住居侵入	道路交通法	恐喝	強盗	鉄砲刀剣類所持等取締法	公務執行妨害	通貨偽造	文書偽造・有価証券偽造・支払カード電磁・的記録・印章偽造
6 (8)	5 (5)	5 (8)	4 (3)	3 (3)	3 (2)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
わいせつ・わいせつ文書頒布	強盗強姦・同致死	窃品等関係	暴力行為処罰に関する法律	売春防止法	麻薬及び向神経薬取締法	暴行	その他	計
1 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (2)	11 (19)	237 (242)

⑤新受刑者の主な犯罪別の知能指数（平成20年度）

調査区分	総数	49以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～109	110～119	120以上	テスト不能
窃盗	9,258	662	786	1,437	2,132	1,966	1,281	419	89	20	466
覚せい剤取締法	6,233	65	160	601	1,508	1,835	1,324	417	62	13	248
詐欺	2,300	124	158	316	513	532	388	172	25	2	70
道路交通法	1,745	68	105	245	409	456	266	87	10	－	99
傷害	1,329	27	85	156	302	379	239	79	12	3	47
恐喝	603	10	24	78	139	181	116	27	3	2	23
強盗致死傷	514	10	16	51	120	110	107	49	5	－	46
強盗	482	17	25	60	106	116	90	35	4	－	29
殺人	467	20	39	50	115	107	63	26	7	－	40
横領・背任	459	45	33	66	101	95	69	20	7	－	23
強姦・同致死傷	446	7	11	31	86	99	119	49	13	2	29
住居侵入	429	21	40	77	106	76	59	23	3	1	23
強制わいせつ・同致死傷	392	10	15	45	87	87	73	48	7	－	20
文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁・的記録関係・印章偽造	289	2	6	26	71	72	74	22	4	1	11
放火	238	23	21	37	55	34	33	13	3	－	19
暴力行為等処罰に関する法律	229	13	22	36	48	60	33	7	1	1	8
業務上過失致死傷	200	5	9	14	46	61	43	6	－	－	16
暴行	189	13	17	30	38	54	21	7	－	－	9
鉄砲刀剣類所持等取締法	188	7	20	30	51	42	24	8	1	－	5
出入国管理及び難民認定法	171	4	11	14	46	19	7	3	4	3	60
傷害致死	165	2	11	20	29	38	34	20	1	－	10

⑥退所者の帰住先（平成20年度）

調査区分		総数	父母	配偶者	兄弟姉妹	その他の親族	知人	雇主	社会福祉施設	更生保護施設	その他
総数	総数	31,680	9,765	3,292	1,858	1,252	2,461	297	77	4,141	8,537
	男	29,431	9,074	2,998	1,715	948	2,241	294	74	3,868	8,219
	女	2,249	691	294	143	304	220	3	3	273	318
	%	100%	30.8%	10.4%	5.9%	4.0%	7.8%	0.9%	0.2%	13.1%	26.9%
満期釈放	総数	15,792	3,377	1,234	856	564	1,478	138	28	720	7,397
	男	15,173	3,217	1,173	819	484	1,385	137	27	683	7,248
	女	619	160	61	37	80	93	1	1	37	149
	%	100%	21.4%	7.8%	5.4%	3.6%	9.4%	0.9%	0.2%	4.6%	46.8%
仮釈放	総数	15,840	6,388	2,058	1,002	688	983	159	49	3,421	1,092
	男	14,215	5,857	1,825	896	464	856	157	47	3,185	928
	女	1,625	531	233	106	224	127	2	2	236	164
	%	100%	40.3%	13.0%	6.3%	4.3%	6.2%	1.0%	0.3%	21.6%	6.9%
その他	総数	48	-	-	-	-	-	-	-	-	48
	男	43	-	-	-	-	-	-	-	-	43
	女	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	%	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%

	総数 (%)	男 (%)	女 (%)
満期釈放	49.85%	51.55%	27.52%
仮釈放	50.00%	48.30%	72.25%
計	99.85%	99.85%	99.78%

個人面接時間質問内容（例）



自己紹介をお願いします。

- Q 1 氏名
- Q 2 生年月日
- Q 3 年齢
- Q 4 身長は
- Q 5 体重は
- Q 6 学歴は
- Q 7 血液型は
- Q 8 刑務所（少年院）に来る前に住んでいた住所を教えてください



こどもの頃の様子を教えてください。

- Q 9 食べ物の好き嫌いがありましたか 有る（ ）
- Q 10 好きな食べ物は何でしたか
- Q 11 人の声や大きな物音など敏感に感じますか
- Q 12 嫌だなと思う音はありましたか
- Q 13 落ち着きがないと言われたことがありますか
- Q 14 特別な興味を持っていたものはありますか（自動車・電車・キャラクターなど）
- Q 15 集めていたものはありますか
- Q 16 一緒に良く遊んだお友達はいましたか
- Q 17 どのようなことをして遊びましたか

Q 18

一人で居るほうが好きでしたか

Q 19

けんかは良くしましたか

Q 20

けんかのキッカケはどのようなことでしたか

Q 21

こどもの頃に怖かったこと／ところ／人は

Q 22

学校の授業で苦手な科目はありましたか

Q 23

得意な科目は何でしたか

Q 24

体育などの授業は得意でしたか

Q 25

忘れ物は良くしましたか

Q 26

学校に遅刻をすることはよくありましたか

Q 27

学校は好きでしたか

Q 28

学校で楽しかったことを教えてください



社会の中に居たときのことを教えてください。

Q 29

学校を出てから、どのような生活をしていましたか

Q 30

仕事はしていましたか

Q 31

お金はどのくらいもらっていましたか

Q 32

困った時はどのようにしていましたか

Q 33

社会の中にいて楽しかったことは何ですか

Q 34

社会の中にいて辛かったことはどのようなことですか



あなたの家族について教えてください。

- Q 35 家族は何人ですか
- Q 36 お母さんについて教えてください
- Q 37 お父さんについて教えてください
- Q 38 兄弟について教えてください
- Q 39 おじいさん・おばあさんがいれば教えてください
- Q 40 家族に会いたいと思いますか
- Q 41 家に帰りたと思いますか
- Q 42 家族で一番好きな人は誰ですか
- Q 43 好きな理由を教えてください
- Q 44 家族で嫌いな人はいますか
- Q 45 嫌いな理由を教えてください
- Q 46 あなたにとって家族とはどのようなものですか



今のことを教えてください。

- Q 47 自分の気持ちや考えを言葉で伝えるのが難しいと思いますか
- Q 48 生活の中で人付き合いが苦手だと感じますか
- Q 49 他人と一緒に居るだけで、緊張をして疲れてしまうことがありますか
- Q 50 やりたくないなと思うようなことはどのようなことですか
- Q 51 興味のあることはどのようなことですか
- Q 52 やりたくないなと思って、頼まれると断れずに引き受けてしまうことがよくありますか

- Q 53 夢中になって周りの様子がわからないことがありますか
- Q 54 自分の起こしたミス(失敗)で困ったことはありますか
- Q 55 良く周りの人にうそをつかれると思いますか
- Q 56 集まりの中での話を聞き漏らすか、聞いてもすぐに忘れることがありますか
- Q 57 迷ってしまうことは良くありますか
- Q 58 やり始めたことを、最後までやり遂げられないことがありますか
- Q 59 約束や時間を守れないことがありますか
- Q 60 急な予定の変更や、予想外のことで頭が混乱することはありますか
- Q 61 約束やルールが守られないと、ひどく腹が立つことがありますか
- Q 62 物を捨てられず、溜まることがありますか
- Q 63 掃除や片付けは好きな方ですか
こまめにする／まとめてする／めったにしない
- Q 64 人やものの好き嫌いはありますか
ほとんどない／ハッキリしている／どちらでもない
- Q 65 ほかに人よりこだわっているものがありますか ある()
- Q 66 音や臭いに敏感ですか ない／ある
- Q 67 人の名前や漢字、数字、単語などを覚えるのは得意ですか
得意／苦手／どちらでもない
- Q 68 昔の出来事が突然、頭に浮かぶことがありますか 時々ある/良くある
- Q 69 気分が落ち込んだり・気分の波が大きいと感じることがありますか
ある／ない／時々
- Q 70 急に心臓がドキドキしたり、息苦しさ、強い不安などが突然起きることがあります
ますか ない／時々／良くある

- Q71 やめようと思ってもやめられないことがありますか
ない／時々ある／多々ある
- Q72 寝つきが悪い／眠れない 朝起きることがつらいことが ない／多々／時々
- Q73 やる気が起きなかったり、体がだるく疲れやすいことがありますか
ない／時々／しばしばある
- Q74 頭痛や腹痛など急に体の具合が悪くなることがありますか
- Q75 今の体調はどうですか
- Q76 病気をしたことがありますか 具体的に（ ）
- Q77 薬は飲んでいますか
- Q78 うれしいと思うことはありますか
- Q79 楽しいと思うことはありますか
- Q80 悲しいと思うことはありますか
- Q81 寂しいと思うことはありますか
- Q82 辛いと思うことはありますか
- Q83 恥ずかしいと思うことは
- Q84 心配に思っていることはありますか
- Q85 困っていることはありますか

 刑務所（少年院）に入った理由を聞かせて下さい。

- Q86 どのような罪を犯したのですか
- Q87 どうしてそのようなことをしてしまったのでしょうか
- Q88 警察に捕まった時にどのように思いましたか

- Q89 刑務所（少年院）にはいつてどのように感じていますか
- Q90 今どのような作業をしていますか
- Q91 その作業は好きですか
- Q92 ここでの暮らしはどのように思っていますか
- Q93 繰り返し罪を犯している原因は（再犯・累犯の場合）
- Q94 犯してしまった罪についてどのように思っていますか
- Q95 もうやらないという強い意思は持っていますか

 これからのことについて聞かせて下さい。

- Q96 あなたの希望することは何ですか
- Q97 どのような人になりたいですか
- Q98 どのような仕事をしたいと思っていますか
- Q99 どこに住みたいと思いますか
- Q100 どのような暮らしをしたいと思いますか
- Q101 将来の希望は何かありますか
- Q102 夢を教えてください
- Q103 施設での暮らしについてどのように思いますか
- Q104 施設で生活してみたいと思いますか

最後に〇〇さんから私たちに質問があれば聞いてください。

○. ○個別支援計画について

日 時	平成〇〇年〇月〇〇日(〇) ~
会 場	〇〇刑務所
出 席 者	矯 正 〇〇刑務所 更生保護 〇〇保護観察所 行 政 〇〇県〇〇市 施 設 国立のぞみの園

氏 名	〇.〇
生年月日(年齢)	昭和〇〇年〇月〇〇日(〇〇才) 男 ・ 女
本 籍 地	〇〇県〇〇市
現 住 所	〇〇刑務所
本 件 犯 罪 (非行名)	
期 間 満 了 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇月〇〇日〇〇釈放予定)
家族構成・生育歴 身上状況等	別紙 アセスメント資料のとおり
刑務所等での本人への 処遇留意点	① 本件に至った要因についての想定 ② 刑務所等での生活・処遇から今後留意すべき事項
支援目標(主訴)	・ 地域での自立した生活
本人の福祉サービス 及び施設利用の同意	
本人の心のよりどころ	今後人生を歩んでいく中で、本人が現在最も信頼し、心の支えとなっている人物は存在しないか。
施設の入所利用を必要 とする理由	例 ① 帰住予定地もなく、所持金も少ないことから刑務所を満期出所後直後に何らかの罪を犯す可能性が極めて高く、福祉サービスの活用により、一時的に生活の場を確保し、自立の場に向けての支援を必要としている。 ② 出身地において施設等も受け入れを拒否している。

施設での支援方針	目 的	例 ① 地域生活に向けての自立心と労働意欲を高めるため、一般社会生活体験と就業体験を実施する。 ② 在籍中に障害福祉サービスの受給手続、所得保障を整える。(地域移行時期までにある程度預貯金を貯める。) ③ 地域生活移行後の生活基盤(衣食住、就労、支援団体を確保する)を行う。
	期 間	例 ① 自立意欲も高く、就労の意識も高いと考えられるので、短期間で、地元県内への地域移行を目指す。 (国立のぞみの園として2年間以内利用の有期限・有目的の特別枠入所利用対象者とする)
	精神的支え	例 ① 本人の心のよりどころとなるよう担当者が支援する。 ② 本人の生活の目標を明確にする。
	生活支援	例 ① 居住寮は固定せず、生活寮、職員宿舎、施設外体験訓練ホームを状況にあわせて検討する。 当面(1週間から1か月は夜勤体制の生活寮で生活する。) ② 本人への遵守事項・禁止事項を設定し、受刑中に遵守の確認をとる。 ③ 週1回程度の臨床心理士によるカウンセリングを行う。 ④ 余暇支援(将来に対する夢や希望、休日の過ごし方)
	日中支援	例 ① 就労移行支援事業を行うことで、就労意欲、体力・集中力等の能力の確認を行う。 ② 就労移行支援事業を提供することで、地域移行後のB型就労継続支援事業の対象とする。
	地域移行	例 ① 地域移行課は、入所当初より、原則として、地元県内の事業所に対して地域生活への移行とその後の支援を要請する。 ② 住まいはグループホーム又はケアホーム、就労は一般就労、A型又はB型就労継続支援を模索し、収入の確保を進める。 ③ 地域移行後の地域としての支援体制の確保を地元事業所・福祉と連携して確保する。 ④ のぞみの園は地域移行後もレスパイト施設として緊急時の受け入れ・支援は行う。

	項 目	対 応
福祉サービスの受給 (〇〇〇市福祉との協 議事項)	① 療育手帳	
	② 障害サービス受給申請 (訓練等給付で就労移行支援事業の対象と し、通所不可として夜間支援も受ける(入 所))	
	③ 年金の受給申請 (一旦生活保護とし、地域移行に向けて障 害基礎年金の申請も視野に入れる)	入所後に調整する。 当面生活保護利用予定
	④ 健康保険	
	⑤ 施設利用契約	
	⑥ 当面の小遣い(被服・消耗品費)	
	⑦ 地域移行先の確保	地域移行課を中心として、地元県内事業所へ の調整 *のぞみの園としても関係機関への要請活動 を進めている。
援護の実施者の 支援方針		
その他	① 本人の同意書の締結	



研究検討委員会委員名簿

研究検討委員会

座長	小野 隆一	国立のぞみの園地域支援部長
	島田 久幸	新潟県コロニーにいがた白岩の里企画相談室長代理
委員	吉井 三夫	高崎市保健福祉部障害福祉課課長補佐
	高橋 勝彦	宮城県船形コロニー総合施設長
	中川 英男	滋賀県地域生活定着支援センター所長
	石川 恒	知的障害者更生施設「かりいほ」施設長
	松本 一美	和歌山県地域生活定着支援センター所長
	関口 清美	栃木県地域生活定着支援センター所長
	重吉 正文	救護施設「泉荘」荘長
	村上 実	障害者支援施設「あさかあすなろ荘」施設長
	渡辺 和生	障害者支援施設「八王子平和の家」施設長
	三木 平子	通勤寮「矢吹しらうめ通勤寮」施設長
	鈴木 康弘	地域生活支援センター「ふつとわーく」所長
	下山 雄二	高崎市障害者自立支援協議会委員
	森山 秀実	更生保護施設「ステップ押上」施設長
	渡邊 正幸	国立のぞみの園活動支援部就労支援課長
	古川 慎治	国立のぞみの園地域支援部地域移行課地域生活体験係長
	小林 隆裕	国立のぞみの園生活支援部第2課 寮長
事務局	瀬間 康仁	国立のぞみの園企画研究部企画研修課企画調査係長
研究担当	川田 圭祐	国立のぞみの園地域支援部地域支援課支援調査係主任
	新井 邦彦	国立のぞみの園生活支援部第2課主任
	悴田 徹	国立のぞみの園生活支援部第1課主任
	篠原 浩貴	国立のぞみの園生活支援部第1課生活支援員

アドバイザー

前澤 幸喜	法務省矯正局成人矯正課補佐官
等々力伸司	法務省矯正局成人矯正課事務官
白井 健二	法務省矯正局少年矯正課補佐官
池田 怜司	法務省保護局更生保護振興係長
熊坂 洋三	法務省保護局観察課係長
古田 康輔	法務省関東地方更生保護委員会主席審査官
西村 朋子	法務省関東地方更生保護委員会保護観察官
水澤 弘行	法務省前橋保護観察所統括保護観察官
田島佳代子	法務省宇都宮保護観察所統括保護観察官
宇井総一郎	厚生労働省社会援護局総務課課長補佐
高原 伸幸	厚生労働省社会援護局障害福祉課障害福祉専門官
押切 宣裕	厚生労働省社会援護局企画課施設管理室室長補佐
三島 俊行	厚生労働省社会援護局企画課施設管理室係長
水藤 昌彦	高槻地域生活総合支援センター「ぷれいすBe」施設長

国立のぞみの園 研究スタッフ（社会生活支援センター準備室）

小野 隆一	地域支援部長
渡邊 正幸	活動支援部就労支援課長
小林 隆裕	生活支援部第2課寮長
古川 慎治	地域支援部地域移行課地域生活体験係長
佐藤 孝之	法人事務局調査役付企画係長
小島 秀樹	地域支援部地域移行課地域移行係長
瀬間 康仁	企画研究部企画研修課企画調査係長
芝 康隆	生活支援部第1課副寮長
新井 邦彦	生活支援部第2課主任
悴田 徹	生活支援部第1課主任
川田 圭祐	地域支援部地域支援課支援調査係主任
飯塚 浩司	地域支援部地域移行課地域生活体験係生活支援員
篠原 浩貴	生活支援部第1課生活支援員
小野はるな	生活支援部第2課生活支援員



参考文献

■ 厚生労働科学研究

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(平成18-20年度)

研究代表者 田島良昭

■ 平成20年度 障害者自立支援調査研究プロジェクトの研究事業

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

■ 「知的障害のある犯罪加害者への対応・支援におけるフレークワークの重要性」(2010.1.28)

水藤 昌彦(社会福祉法人 北摂杉の子会)

平成21年度 障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書

発 行 ● 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

発行者 ● 理事長 遠藤 浩

事務局 ● 〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2 TEL. 027-325-1501(代)

発行日 ● 平成22年3月

印刷所 ● 朝日印刷工業株式会社

